

災害対策特別委員会

報告書

平成 24 年 2 月

災害対策特別委員会

## 目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	東日本大震災の概要、被害状況等	5
1	全国の状況（概要）	5
2	栃木県の状況（概要）	7
IV	災害に係る県の対応状況及び復旧・復興等の現状	12
1	復旧対策	12
2	復興対策	13
V	基本的な視点	14
1	応急的対応	14
2	復旧対策	14
3	復興対策	14
VI	県に対する提言	15
1	被災者の生活支援、公共施設の復旧	15
2	経済産業の復興	15
3	災害に強い地域づくり	20
4	放射性物質汚染対策	25
VII	提言の実現に向けて	28
1	復興推進に必要な財源の確保	28
2	組織体制の充実	28
3	市町村や近隣県、国、各種団体などとの連携	28
VIII	おわりに	30
IX	委員名簿	31
X	調査関係部局	31

### ※ 参考資料

- ①東日本大震災に関する栃木県の復旧・復興対策一覧
- ②東日本大震災に関する緊急要望に対する措置状況等

## I はじめに

平成23年3月11日に発生した世界最大級規模の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、地震や津波による被害にとどまらず、東京電力福島第一原子力発電所事故も相まって、これまでに例を見ないほど広範囲に甚大な被害をもたらした。

本県においても、4名の方が亡くなり、132名が負傷されるとともに、7万棟を超える家屋が損壊するなど多くの県民が被災し、道路や公立学校等多数の公共施設にも大きな被害が発生した。

また、施設・設備の損壊や電力不足等により操業に支障を来す製造業が多数に上るなど、県民生活や経済産業活動に多大な影響が出た。

さらには、放射性物質の影響による県産農産物の出荷停止措置のほか、輸出品に対する諸外国の規制、観光客の減少などの風評被害の影響も大きく、被災した方々への生活支援や公共施設の復旧、経済産業の復興は、喫緊の課題である。

また、県民の安全安心を確保するため、県地域防災計画については、今回のような大規模な原子力発電所事故も想定した災害対策や防災・減災対策を盛り込んだ、より強固な計画とすべく見直しを急がねばならない。

これらのことから、当委員会においては、被災者をはじめとする県民生活の安定化や経済産業活動の回復及び雇用の確保、今回の震災を教訓とした災害に強い地域づくりを実現するため、「被災者の生活支援、公共施設の復旧及び経済産業の復興について」と「災害に強い地域づくりについて」の2つを重点テーマに設定し、必要な調査研究を実施した。

調査研究に当たっては、県内各地に足を運び被災状況をつぶさに調査し、また、風評被害等に苦慮する観光団体をはじめとする商工関係団体や農業団体等との意見交換を重ね、さらには今般の震災時の行政の対応状況等を検証するなど、多角的、積極的な活動を行ってきた。

本報告書は、こうした本委員会の調査研究活動の成果をまとめたものである。

## Ⅱ 委員会の活動状況

- 1 平成 23 年 5 月 16 日（月） 【第 1 回委員会 臨時会中】
  - (1) 第 306 回臨時会において本委員会が設置され、委員が選任された。
  - (2) 委員の互選の結果、委員長に渡辺 渡委員、副委員長に阿部 寿一委員が選任された。
  - (3) 閉会中の継続調査事件として、次の 1 件を議長に申し出、議決された。
    - ・災害対策及び防災対策に関する調査研究について
  
- 2 平成 23 年 6 月 1 日（水） 【第 2 回委員会 閉会中】
  - (1) 重点テーマを次のとおりとした。
    - ・被災者の生活支援、公共施設の復旧及び経済産業の復興について
    - ・災害に強い地域づくりについて
  - (2) 年間活動計画を決定した。
  - (3) 関連事業の概要について、執行部から聴取し、質疑及び討議を行った。
  
- 3 平成 23 年 6 月 23 日（木） 【第 3 回委員会 定例会中】
  - (1) 栃木県保健環境センター（宇都宮市）を訪問し、放射線量測定等の状況について説明を受け、質疑を行った。
  - (2) 那須烏山市仮設住宅（那須烏山市）を訪問し、設置及び入居状況等について説明を受け、質疑を行った。
  - (3) 土砂災害危険箇所（地すべり被害発生箇所）（那須烏山市）を視察し、被害状況及び復旧計画について説明を受け、質疑を行った。
  - (4) 災害廃棄物（がれき等）集積場（芳賀町）を視察し、廃棄物の処理状況等について説明を受け、質疑を行った。
  - (5) 市貝町立市貝中学校（仮校舎：旧芳賀町立水沼小学校）を訪問し、施設の被害状況及び今後の普及計画等について、説明を受け、質疑を行った。
  
- 4 平成 23 年 7 月 7 日（木） 【第 4 回委員会 閉会中】
  - (1) 日光商工会議所鬼怒川支所（日光市）を訪問し、日光市鬼怒川・川治地区の観光地の風評被害等の状況や対応等について、関係者から説明を受け、意見交換を行った。
  - (2) 那須塩原市立金沢小学校（那須塩原市）を訪問し、放射線量の測定及び表土除去等の対応等について説明を受け、質疑を行った。
  - (3) 那須塩原市役所を訪問し、那須塩原市及び那須町の観光地の風評被害等の状況や対応等について、関係者から説明を受け、意見交換を行った。
  - (4) 大田原赤十字病院（大田原市）を訪問し、被災状況及び震災時・後の対応状況等について説明を受け、質疑を行った。

**5 平成 23 年 7 月 8 日（金）**

- 東日本大震災により被災した中小・零細企業に対する金融の円滑化について、県内金融機関等に要請を行った。

**6 平成 23 年 7 月 26 日（火）**

**【第 5 回委員会 閉会中】**

- (1) 震災及び原子力発電所事故の経済産業への影響や対応状況及び課題について、商工業及び農業関係団体の代表者から意見を聴取し、質疑を行った。
- (2) (1)に係る事項等について、執行部と意見交換を行った。

**7 平成 23 年 7 月 28 日（木）**

- 放射性物質の放出に伴う農林水産物の安全性の確保について、知事に緊急要望を行った。

**8 平成 23 年 8 月 3 日（水）～4 日（木）**

**【第 6 回委員会 閉会中】**

- (1) 新潟県庁（新潟県新潟市）を訪問し、新潟県中越大震災及び新潟県中越沖地震からの復興支援及び災害対策について説明を受け、意見交換を行った。
- (2) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所（新潟県柏崎市）を訪問し、原子力発電の仕組みや発電所の安全対策等について説明を受け、質疑を行った。
- (3) 長岡市山古志支所を訪問し、新潟県中越大震災における山古志地域の被害及び復興の状況について説明を受け、質疑を行った。

**9 平成 23 年 8 月 31 日（水）**

**【第 7 回委員会 閉会中】**

- (1) それまでの調査活動等に係る報告を行い、以後の検討事項について意見交換の上、課題を整理した。
- (2) 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に係る国の対応について、執行部から説明を受け、質疑及び討議を行った。

**10 平成 23 年 9 月 12 日（月）**

**【第 8 回委員会 閉会中】**

- (1) 商工業及び農業関係の放射能被害対策について、執行部から説明を受け、質疑及び討議を行った。
- (2) 県地域防災計画の見直しについて、執行部から説明を受け、質疑及び討議を行った。

**11 平成 23 年 10 月 7 日（金）**

**【第 9 回委員会 定例会中】**

- (1) 台風 15 号による被害状況について、執行部から報告を受け、質疑を行った。
- (2) 原子力災害対応マニュアル（仮称）の作成について、執行部から説明を

受け、質疑及び討議を行った。

(3) 県地域防災計画の検証に係る経過報告を受け、質疑及び討議を行った。

**12 平成 23 年 11 月 29 日（火）** **【第 10 回委員会 閉会中】**

(1) 原子力災害対応マニュアル（仮称）の体系、市町の震災対応の検証状況等及び災害対策本部の体制並びに組織の現状について、執行部から説明を受け、質疑及び討議を行った。

(2) 報告書の構成（案）について検討を行った。

(3) 災害に強い地域づくりに係る提言について、総括討議を行った。

**13 平成 23 年 12 月 9 日（金）** **【第 11 回委員会 定例会中】**

(1) 栃木県観光振興・復興県民会議について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

(2) 公共施設の復旧及び経済産業の復興に係る提言について、総括的討議を行った。

**14 平成 24 年 1 月 10 日（火）** **【第 12 回委員会 閉会中】**

(1) 原子力災害対策専門委員会の設置について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

(2) 報告書骨子（案）について検討を行った。

**15 平成 24 年 1 月 26 日（木）** **【第 13 回委員会 閉会中】**

○ 報告書（案）について検討を行った。

### Ⅲ 東日本大震災の概要、被害状況等

#### 1 全国の状況（概要）〔※平成24年1月24日 国・緊急災害対策本部公表〕

##### (1) 地震の概要（気象庁）

① 発生日時 平成23年3月11日（金）14時46分

② 震源及び規模（推定）

三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）  
深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0

③ 各地の震度（震度6弱以上）

震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、  
栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県  
南部、埼玉県南部、千葉県北西部

④ 津波

3月11日 14時49分 津波警報（大津波）を発表  
津波の観測値（検潮所）

・ えりも町庶野	最大波	15:44	3.5m
・ 宮古	最大波	15:26	8.5m以上
・ 大船渡	最大波	15:18	8.0m以上
・ 釜石	最大波	15:21	4.2m以上
・ 石巻市鮎川	最大波	15:26	8.6m以上
・ 相馬	最大波	15:51	9.3m以上
・ 大洗	最大波	16:52	4.0m

(2) 政府の主な対応（初動対応）

3月11日 14:50 内閣総理大臣官邸対策室設置、緊急参集チーム招集

15:00 緊急参集チーム協議開始

15:14 緊急災害対策本部設置（本部長：内閣総理大臣）

15:37 第1回緊急災害対策本部開催

「災害応急対策に関する基本方針」策定

（9月11日までの間19回開催）

(3) 被害状況等

① 人的被害（警察庁）

ア 死者 15,845名（12都道県）

イ 行方不明 3,375名 (6県)  
ウ 負傷者 5,894名 (20都道県)

② 建築物被害 (警察庁)

ア 全壊 128,479戸 (9県)  
イ 半壊 242,513戸 (13都道県)  
ウ 一部破損 670,522戸 (16都道県)

(4) 被災者支援の状況

① 避難者 (平成24年1月12日現在)

全国の避難者数337,819名 (47都道府県)

※ 避難所の他、親族、知人宅や公営住宅、仮設住宅等への入居者も含む。

② 仮設住宅等の状況

応急仮設住宅の着工戸数 52,620戸着工済み (うち52,182戸完成)  
国家公務員宿舎、公営住宅等の受入可能戸数  
62,969戸 (うち18,070戸提供済み)

③ 被災者の救助活動状況

救出等総数 27,157名

(5) 部隊派遣等の状況

① 警察庁 (広域緊急援助隊等)

ア 活動中の人員 約1,300名  
イ これまでに派遣された総数 約92,700名

② 消防庁 (緊急消防援助隊)

総派遣部隊 8,920隊  
総派遣人員 30,463名  
派遣期間 平成23年3月11日から6月6日まで (88日間)

③ 海上保安庁

ア 活動中の対応勢力 巡視船艇等30隻、航空機8機  
イ これまでの対応勢力総数 巡視船艇等11,994隻、航空機3,724機、  
特殊救難隊等2,492名

④ 防衛省 (大規模震災災害派遣)

延べ人員 約10,580,000名 (1日の最大派遣人員約107,000名)  
派遣期間 平成23年3月11日から8月31日まで (174日間)



⑤ 厚生労働省

ア 医師等の派遣	累計	2,662チーム (12,280人)
イ 保健師派遣	累計	217チーム (11,255人)

(6) 海外支援の受入状況

① 米軍による支援

ア 空母・艦船	約20隻
イ 航空機	約160機
ウ 人員	約20,000名以上

② 外国による支援

ア 海外支援	163か国・地域及び43の機関が支援を表明
イ 救助隊	29か国・地域・機関から受入 (現在1か国が活動中)
ウ 救援物資	63か国・地域・機関から受入
エ 寄付金	93か国・地域・機関から受領

2 栃木県の状況 (概要) [※平成24年2月7日 県災害対策本部公表]

(1) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 関係

① 地震の概要 (各地の震度、県内震度 5 弱以上)

- ・ 震度 6 強 (5 市町) 宇都宮市、真岡市、大田原市、市貝町、高根沢町
- ・ 震度 6 弱 (5 市町) 那須塩原市、那須烏山市、芳賀町、那須町、那珂川町
- ・ 震度 5 強 (13 市町) 足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、岩舟町
- ・ 震度 5 弱 (4 町) 旧西方町 (現栃木市)、壬生町、野木町、塩谷町

② 被害の状況

ア 人的被害

- 1) 死者 4 名 (芳賀町 1 名、那須烏山市 2 名、日光市 1 名)
- 2) 行方不明 0 名
- 3) 負傷者 132 名 (18 市町において重傷 7 名、軽傷 125 名)

イ 住家被害

- 1) 全壊 265 棟 (15 市町)
- 2) 半壊 2,070 棟 (22 市町)
- 3) 一部損壊 69,071 棟 (26 市町)

#### ウ ライフライン

- 1) 電気（停電） 567,925 世帯（最大 3 月 11 日）
- 2) 水道（断水） 61,685 世帯（最大 3 月 13 日）

※ 4 月 23 日にさくら市 378 世帯、4 月 28 日に矢板市 12 世帯が復旧し断水解消

- 3) 鉄道 新幹線 4 月 29 日全線開通 在来線 4 月 17 日全線開通
- 4) 高速道路 3 月 24 日全線通行可能

#### エ 道路状況（全面通行止め）

- ・ 23 路線 27 か所で通行止め発生  
（県管理国道（県道路公社管理分を含む））

#### オ 避難の状況

- 1) 避難勧告 4 市 2 町 9 地区（最大 5 市 3 町 13 地区）
- 2) 避難所 27 市町 148 か所（最大 3 月 12 日）
- 3) 避難者 9,530 名（最大 3 月 12 日、帰宅困難者含む）

### ③ 県の対応

#### ア 県内関係

- 1) 災害対策本部 3 月 11 日設置（9 月 9 日までの間 17 回開催）
- 2) 人的支援の状況
  - ・ 自衛隊に対する災害派遣要請（給水支援）  
3 月 11 日から 3 月 29 日の間、8 市町（真岡市、矢板市、高根沢町、那須町、那珂川町、益子町、茂木町、市貝町）において実施
  - ・ DMA T 活動（ドクターヘリ、災害派遣医療チームによる支援の実施）
  - ・ 罹災証明事務等を支援するため県内 3 市町に対し、県職員（行政職）5 名を派遣
- 3) 災害救助法適用
  - ・ 15 市町（宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町）
- 4) 救援物資の支援状況
  - ・ 市町の要請に基づき、現物備蓄及び企業等からの流通備蓄から食品（カップ麺、菓子等）、飲料（水、ジュース等）、生活用品（マスク、寝具、下着等）等を提供
  - ・ 県内 46 か所の避難所に、避難所配置用医薬品等を配布
- 5) とちまる募金
  - ・ 3 月 24 日設立、義援金配分委員会を通じて約 6 億円を配分（1 月末現在）
- 6) 日本赤十字社・中央共同募金会等義援金
  - ・ 義援金配分委員会を通じて約 17 億円を配分（1 月末現在）

- 7) 仮設住宅等の提供
  - ・ 応急仮設住宅の建設（20戸）
  - ・ 民間賃貸住宅による応急仮設住宅の提供（17戸）
  - ・ 県営住宅の提供（110戸、県外避難者用を含む）
- 8) 被災住宅の再建支援
  - ・ 県内全域に被災者生活再建支援法を適用（住宅が全壊・大規模半壊した世帯等へ支援金を支給）
  - ・ 被災住宅再建等支援事業の創設

#### ④ 東北3県等への支援状況

##### ア 人的支援の状況

- 1) 消防防災ヘリ
  - ・ 3月12日から4月7日の間、被災地において救助活動実施
- 2) 緊急消防援助隊
  - ・ 3月12日から6月6日の間、地上隊13陣を派遣し、被災地において救助捜索活動実施
- 3) 県警察特別派遣部隊
  - ・ 3月14日から、警備、交通整理等の支援として延べ14,035名を派遣（1月末現在）
- 4) DMA T活動
  - ・ ドクターヘリ、災害派遣医療チームによる被災地への支援実施
- 5) 歯科巡回診療車の貸与
  - ・ 4月3日から6月30日の間、県所有の歯科巡回診療車（ルリちゃん号）を栃木県歯科医師会を通じて宮城県歯科医師会に貸与し、避難所において歯科治療等に活用
- 6) 県職員等
  - ・ 4月30日から段階的に医師、保健師、看護師、農業土木職、土木職、行政職、教職員等（市町職員含む。）を宮城、福島、岩手に派遣し、避難者対応及び業務支援を実施  
（2月7日までに、延べ2,102名を派遣）
  - ・ 5月9日から6月17日の間、栃木県精神衛生協会と連携して福島県に「心のケアチーム」を派遣

##### イ 知事の東北3県訪問

- ・ 4月4日に福島、宮城、岩手県知事を訪問し、災害見舞金各300万円を贈呈

##### ウ 義援物資の受付

- ・ 3月11日から4月13日の間、受入実施（申込件数104件、受入件数93件）

(2) 福島第一原子力発電所事故関係

① 県民生活への被害状況

ア 水道水

- ・ 3月25日に宇都宮市及び野木町において放射性ヨウ素の基準超過により乳児への摂取制限（宇都宮市即日解除、野木町3月26日解除）

イ 県産農産物等の被害状況

- ・ ホウレンソウ 3月20日出荷制限、4月21日一部地域解除、4月27日出荷制限解除
- ・ カキナ 3月20日出荷制限、4月14日出荷制限解除
- ・ シュンギク 3月25日出荷制限、4月14日出荷制限解除
- ・ 生茶葉 5月19日出荷制限
- ・ 荒茶 7月7日出荷制限
- ・ 牛肉 8月2日出荷制限、8月25日一部解除
- ・ 原木なめこ(露地) 10月20日出荷制限
- ・ 原木くりたけ(露地) 10月21日出荷制限
- ・ 乾しいたけ(原木栽培) 11月25日出荷制限
- ・ いのししの肉 12月2日出荷制限、12月5日一部解除
- ・ しかの肉 12月2日出荷制限
- ・ 牧草 5月2日給与制限（一部）、9月2日全地域解除
- ・ 稲わら(平成22年産) 7月15日給与制限（一部）

② 福島県等からの避難者への対応状況

ア 福島県等からの避難者

1) 避難所 現在滞在者なし

※最大3月21日、20市町40か所、3,089名

2) 医療機関等の受入状況 227名(77施設)

うち一般病院32名(17施設)、精神科病院88名(18施設)、老人福祉施設等106名(41施設)、障害児施設1名(1施設)

※最大3月29日、425名(90施設)

3) 妊婦専用住宅 3名(1家族) ※最大6月14日、26名(7家族)

4) 在宅避難者(栃木県在宅者登録制度登録数) 2,668名(971世帯)

イ 県の対応状況

1) 総合相談所の設置

- ・ 3月16日から5月15日の間、道の駅「那須高原友愛の森」及び道の駅「東山道伊王野」(3月25日統合)内に設置し、健康相談、一時避難所の紹介等を実施

・ 相談数等 相談 延べ4,325名 紹介 延べ1,269名

- 2) 避難生活者のためのワンストップ電話相談窓口の設置
  - ・ 5月16日に災害対策本部・危機管理室内にワンストップ電話相談窓口を設置（平日8:30～17:15開設中）
- 3) 避難所の設置運営
  - ・ 地震発生直後から、最大20市町40か所（うち県有施設5か所）の避難所において受入を実施
  - ・ 4月26日から長期的な滞在が可能な二次避難所（旅館、ホテル）への移転を開始し、現在は滞りなし
- 4) 飯舘村の避難者の受入
  - ・ 鹿沼総合体育館（フォレストアリーナ）に受入（3月19日に314名、3月20日に198名、合計512名 4月30日全員退所）
- 5) 栃木県在宅者登録制度の実施
  - ・ 4月1日から在宅避難者（避難所以外の避難者）の登録を開始
- 6) 県営住宅の提供
  - ・ 110戸（県内被災者用含む）、妊婦専用10戸
- 7) 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供
  - ・ 7月1日から県外からの避難者を対象に受付を開始（2月3日現在 877件入居決定）

## IV 災害に係る県の対応状況及び復旧・復興等の現状

### 1 復旧対策

県では、3月11日の地震発生後、直ちに知事を本部長とする県災害対策本部を立ち上げ、情報収集等に努めた。以後、被災者の安全安心の確保や生活再建を最優先に市町村、自衛隊など関係機関等と緊密な連携を図り復旧対策に万全を期した。

被害の激しかった東北3県に対しては、地震発生当日以降、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、県警察特別派遣部隊、DMAT等を順次派遣し、被災者の捜索、救出等に当たった。

避難所の状況は、地震発生当日から2～3日の間は、ライフラインの寸断による地域住民や新幹線など公共交通機関の運転中止に伴う帰宅困難者が県内各地の学校や公民館などに一時避難を行ったが、福島第一原子力発電所事故発生以降は福島県など県外からの避難者がほとんどを占める状態となった。また、これら福島県など県外からの避難者に対しては、3月16日に那須町内2か所に「総合相談所」を開設し、健康相談や一時避難所の紹介など24時間態勢で対応した。以降、市町村とともに各地に避難所を開設した他、7月からは、民間の賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として避難者に提供している。

併せて、被災者の生活再建対策や住宅再建に対する支援、被災した中小企業や農業者への資金融資などの創設にいち早く取り組むとともに、特に被害の大きかった県内市町村に対しては、県と市町村が連携して職員を派遣し、罹災証明事務等の支援を行った。さらに、県外被災地に対しても、義援金などの給付業務の支援のための県、市町村職員の合同チームや災害復旧支援業務に係る技術職、健康相談活動等のための保健師の派遣などを行った。

福島第一原子力発電所事故への対応については、空間放射線量率を現在県内7か所において測定、公表している。さらに県民の不安を払拭するため、水道水、県産農産物、教育機関等の校庭、園庭など様々な放射線量等のモニタリングに取り組んでいる。こうした中、ハウレンソウや牛肉などは基準値を超える放射性物質が検出されたことから一時出荷停止となったが、ハウレンソウなどは安全性を確認した後、牛肉については、全頭検査を実施するなど安全管理体制を確立した後、それぞれ出荷を再開した。また、教育機関等の校庭、園庭については、一定基準を超えた学校等の表土除去に対する支援などを実施した。

この他、国に対しては、福島第一原子力発電所事故に伴う事項を中心として、復旧、復興に関する様々な要望を行ってきた。

## 2 復興対策

4月27日には、県災害対策本部は引き続き応急的な復旧対策に取り組むこととし、併せて、「県民生活の安定化」、「経済産業活動の回復」、「災害に強い地域づくり」などの復興対策に全庁を挙げて取り組むため、知事を本部長とする県震災復興推進本部を設置した。

県民生活の安定化としては、住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等に対する支援金の支給や住宅再建のための借入れに対する利子補給、県民の放射線による健康影響への不安払拭のための有識者会議を活用した検討などに取り組んでいる。この他、避難者等を対象とした雇用、住宅、健康などの相談にワンストップで応じる窓口や在県外国人を対象とした英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語による相談窓口を開設している。

また、経済産業活動の回復としては、被災した中小企業、農業者に対する運転資金等の融資、県産農産物や観光地等における風評被害払拭のためのイベント開催、輸出食品の放射線に関する証明書の発行、震災の影響による離職者に対する就労支援などに取り組んでいる。さらに、10月27日から11月2日までの7日間アメリカ合衆国を訪問した知事及び県議会議長等の一行は、友好交流先であるインディアナ州並びにカリフォルニア州ロサンゼルス市の南加栃木県人会等において、安全安心で元気な栃木県をアメリカ合衆国においても力強く発信してもらえるよう依頼した。

災害に強い地域づくりとしては、夏期に県民、事業者、行政が一体となった節電対策に取り組んだところであり、ピーク時使用電力15%削減の目標を達成することができた。冬期については、削減目標は定めず、県民生活や経済活動に支障を生じない範囲で節電に取り組むこととした。加えて、小水力発電やメガソーラー発電など本県の恵まれた地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進などに取り組んでいる。

## V 基本的な視点

災害対策については、東日本大震災を契機として災害発生とともに始まる応急的対応から、復旧そして復興に至るまで並行的で途切れることのない「時間の流れ」に沿いながら、地域、市町村、県といった「空間の広がり」や、個人、家族、地域コミュニティ、ボランティア等各種団体、行政など「多様な主体の役割」を見極めつつ、総合的に対策を立案し、講じていくことの必要性が改めて強く認識された。

### 1 応急的対応

いち早く、住民を災害から遠ざけ、生命、身体、財産の安全の確保に向けた応急的対応を図るためには、まずは行政が専門性を発揮しながら、地域、市町村、県といった規模に合わせて予め様々な事態を想定し、綿密な準備を講じておくことが重要である。

また、個人としてどのように危難から逃れるか、端的に言えば一人ひとりがどのように逃げるべきか、そして、家族や地域として防災及び避難に係る情報をどのように入手し、共有化するかについての日ごろの確認や点検が如何に重要であるかも再認識された。

さらに、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、日本語に不慣れな外国人など災害時要援護者への対応については、事前に情報を把握するなど、より一層細心の注意が払われなければならない。

### 2 復旧対策

災害からの復旧は、かつての日常を取り戻すための集中的な取組となる。そのためには、水道、電気、燃料、通信、交通などのライフラインの回復を最も優先させなければならない。

日常を取り戻すまでの間、被災地に対する機動的できめ細かな支援を展開するには、ボランティア、NPOを始め、企業、各種団体等の自発的な参加が不可欠であり、行政はそれらをまとめ、効率的に運用していくための調整役として今後とも力を尽くすべきである。

また、生活の場である地域コミュニティの復旧には、日常的に培われた地域の絆が不可欠であることは論をまたない。

### 3 復興対策

復旧により取り戻した日常に加えて、災害に強い地域づくりなど、災害をバネとして地域社会における新たな価値を創造することが復興の目的となる。

そのため、復興に当たっては、災害発生から復旧に至る各般の事象に係る検証に加え、地域で活動する様々な主体の合意に基づいた、将来を展望する取組が重要となる。



## VI 県に対する提言

### 1 被災者の生活支援、公共施設の復旧

被災者の生活支援に関しては、住民にとって最も身近な存在であり、地域の実情に精通した市町村が主体となって行っている。

特に、避難所の設置運営や仮設住宅の提供、住宅再建に対する支援などは市町村が主役となり、地域やボランティア等と力を合わせてきめ細かな対応を行ってきた。

一方、被災者に対する医療や福祉サービスの提供、心のケア、健康相談などについては市町村と県、関係団体の密接な連携が不可欠であるとともに、今般の大震災のように県外からの多数の避難者を受け入れる場合には、県による総合的なワンストップ窓口の設置や市町村への専門的、技術的な助言、広域的な調整及びバックアップ機能の発揮がより一層重要となる。

また、大規模災害によって、個別の市町村の事務処理機能が損なわれる場合を想定して、県や、被災を免れた他市町村からの職員応援体制の確保について事前の検討、調整を一層綿密に行うことはもとより、平時から活発に人事交流を行い、互いに「顔の見える」関係を構築すべきであり、さらに、その連携を県外にも広げるため、県がリーダーシップを発揮すべきである。

公共施設の復旧は、住民のライフライン確保や、住民生活の安定の観点から、県、市町村ともに迅速な取組を図ってきた。

さらに、今般の大震災においては、病院、福祉施設など公共性の高い社会基盤についても一定の手当が行われている。

今般の大震災を踏まえながら、災害の未然防止に十分配慮するとともに「減災」を実現していくためには、耐震性はもとより、複数の避難経路の確保などに最大限配慮すべきであり、また、公共土木施設については、ライフサイクルコストの極小化を図りつつ、必要な対応を着実に講じる必要がある。

行政庁舎や学校、警察署など災害時の拠点となる施設についても、計画的な更新を進めることはもとより、耐震化の促進や天井など非構造部材の耐震性向上に努めるとともに、代替電源や緊急時における通信手段の確保などが重要である。

### 2 経済産業の復興

本県は、大手優良企業や技術力の高い中小企業が集積するなど国内有数の「ものづくり県」であるとともに、40年以上にわたって収穫量日本一のいちごを初めとした農業も盛んなバランスのとれた県であり、全国に誇れる「とちぎブランド」の工業製品や農林水産物を国内外に数多く供給している。また、歴史遺産や温泉、伝統工芸品など、多彩で魅力的な地域資源にも恵まれるとともに、首都東京に近いという優位な立地条件にあることから、観光の

振興により交流人口を増大させ、地域社会や経済の活性化を図ることが期待されている。

しかしながら、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響から、本県産業は様々な被害を受け大変厳しい状況にあり、風評被害にあっては、未だ収束の見通しが不明であり、農林水産業や観光業を中心に被害が拡大する恐れがある。

このことから、今後とも時宜にかなった各種施策を積極的に講じ、本県経済産業の活力の回復を図り、「元気度 日本一 栃木県」の実現を目指すべきである。

## (1) 農林水産業

### ア 県産農林水産物の安全安心の確保

県では、計画的なモニタリング検査をはじめ、農業振興事務所等における地域からの要請に基づく検査など、県産農林水産物の安全安心確保体制を整備してきた。

しかしながら、消費者の風評や懸念を完全に払拭し、併せて国における規制値見直しにも対応するためには、検査機器を増設するなどの体制のさらなる充実強化が必要である。また、市町村や農業団体等が自主的に取り組む検査のための分析機器整備等への助成など、オール栃木で安全確保体制の確立を目指していく必要がある。

肉用牛の出荷制限については現在一部解除の状況にあるが、一刻も早く制限を解除し、県産牛肉の信頼回復を図るとともに、出荷遅延などの農家への影響が出ないように、引き続き検査体制を堅持していく必要がある。

また、エサの給与等生産過程において二度と誤った対応がされないよう、県内全ての農家に対し、安全性確保に向けた速やかな情報提供と指導周知を徹底する必要がある。

国の基準を超過したことにより出荷自粛となっている乾しいたけについては、早期の出荷自粛解除を図るとともに、しいたけ等きこの類の安全安心を確保するため、放射性物質測定機器や検査体制のさらなる整備を進める必要がある。

### イ 県産農林水産物に対する消費者の信頼回復

栃木の牛肉・米安全安心キャンペーンを県、地域段階で展開し、一定の成果を挙げているが、牛肉の価格低迷や県産農産物への不安の完全な払拭には至っていない現状や乾しいたけなどの出荷自粛等の継続、さらには国における規制値の見直し等の動きを踏まえると、県産農林水産物の信頼回復に向けて、市町村、関係団体との連携の下に引き続きオール栃木体制で臨んでいく必要がある。

また、放射性物質検査をはじめとする安全安心の確保に向けた各種の取組を様々な媒体を通じて県内外に広く情報発信し、県産農林水産物の安全性についてPRしていく必要がある。

これまで実施した農業振興事務所におけるリスクコミュニケーション<sup>(注1)</sup>は放射性物質に関する正しい知識の普及に有効であることから、消費者に加え、幼稚園や小中学校等の保護者等を対象とした幅広い取組を展開し、県産農産物の安全性に係る正確な理解を深めていく必要がある。

併せて農業者に対しても、放射性物質の軽減や除染に向けた技術等の普及を図るとともに、農業を志す若者の不安を解消するため、放射能についての基礎的な知識や対策に係る情報提供を行うなど、県全体で一体的に取り組む必要がある。

(注1) 化学物質など健康への影響が心配される事柄(リスク)について、消費者、事業者、行政担当者等の関係者が、意見や情報の交換を通じて、情報共有や意思疎通を図って対策を進め、リスクの低減に取り組むこと。

#### ウ 農林業者の経営安定対策と生産環境の整備

損害を被った農家の経営安定を図るため、賠償金の早期の全額支払いを東京電力に引き続き強く求めていくとともに、「がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金」の有効活用を促進し、併せて、国に対して既往貸出金の返済猶予、実態に見合った補填金等について改めて強く要請する必要がある。

農地は今後も長年にわたって食物を生産する基盤であり、その放射線レベルを可能な限り下げしておく必要があることから、放射性セシウムの吸収移行や抑制に関する基礎調査及び検証を進め、農業技術対策を確立するとともに、草地更新や反転耕、吸収抑制資材の導入支援などの除染対策に積極的に取り組む必要がある。

汚染された稲わらや牧草、腐葉土等については、住民生活への影響も懸念されることから、一時隔離保管を速やかに進めるとともに、国に対し、最終的な処分方針の早期明確化と一刻も早い処理を要望する必要がある。

製材工場等で発生する樹皮(バーク)は、放射性物質を含むものもあり流通が一部滞留しており、また、樹皮等の焼却灰についても、放射性物質濃度が高いものもあり、工場敷地内に保管されている現状から、安全確認のための測定機器や検査体制の整備を図るとともに、流通できない放射性物質濃度の高い樹皮等については、具体的な処理方法やその費用負担等の対策に万全を期すよう国に要請すべきである。

放射性物質を含む農地での作業や、高濃度に汚染された資材等の取扱に従事する農業者の健康被害対策に万全を期す必要がある。

大震災で被害を受けた農業用施設について、次期作の栽培に影響の無

いよう、計画的に復旧できるよう最大限の支援を行う必要がある。

## (2) 観光業

### ア 「栃木県観光振興・復興県民会議」による観光復興・振興の取組

福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害によって、宿泊客が大きく減少するなど、本県観光業は厳しい状況に置かれている。このため、県は、オール栃木体制で観光復興とさらなる観光振興に取り組むための「栃木県観光振興・復興県民会議」を設置したところである。今後は、部会を設置するなど地域の実情を踏まえながら、観光地支援に向けた全県的な機運の醸成を図るとともに、国の支援が必要な事項について、県民会議と県が一体となって国にその実施を求めていく必要がある。

### イ 国内外からの誘客の促進

県はこれまで、市町村や関係団体等と連携して、各種イベントや情報発信等の様々な誘客促進策を実施してきたが、引き続き観光キャンペーン等を実施するとともに、テレビやインターネットを活用した誘客対策や北関東道開通を踏まえたPR活動等を行うほか、観光への動機付けに高い効果・即効性が期待できる全国ネットのテレビ番組の誘致などを含め一層の工夫をする必要がある。

また、年間約2,500万人の来場が見込まれる東京スカイツリータウン内に開設する本県アンテナショップ「とちまるショップ」をフル活用し、全国に向けて本県観光と県産品のPRを実施するとともに、本県への旅行者の9割を占める首都圏でのキャンペーンやイベント等を開催することが求められる。

さらに、風評被害によって大きく減少した外国人観光客の誘客に向けて、国、市町村、関係団体等と連携しながら、積極的に取り組んでいく必要がある。

### ウ 「食」の魅力を活用した誘客の推進

とちぎの「食」を活用した取組には幅広い効果が期待できることから、県内外において「食」のイベントを継続的に実施する等、本県が持つ「食」のポテンシャルを最大限に活かし、誘客推進につなげていくことが必要である。

その際には、昨年「スポレク“エコとちぎ”2011」の前夜祭として開催された「とちぎ元気グルメ選手権」の継続開催も含めて検討すべきである。

### (3) 経済・産業

#### ア 中小企業の資金繰り対策

東日本大震災の直接被害や風評被害等の間接被害、さらには、歴史的な円高による影響を受け、国、県等で様々な支援策を講じているが、中小企業の資金繰りは依然として厳しい状況にあることから、資金供給の円滑化に向け、東日本大震災復興緊急資金、緊急円高対策貸付の十分な融資枠確保等の県制度融資の拡充や、融資期間延長の取扱い継続等の県制度融資の弾力的な運用、経営改善特別相談窓口における中小企業の経営改善支援を積極的に講じる必要がある。

さらに、中小企業の早期復興が求められていることから、中小企業の金利負担を軽減するため、利子補給制度を創設する必要がある。

#### イ 加工食品等に対する風評被害の払拭

福島第一原子力発電所事故の影響や風評被害から、諸外国・地域の中には、日本からの食品の輸入停止、放射線に関する証明書の発行要求等や、工業製品に対するサンプル検査を行う等、本県からの輸出に対する規制を継続しているところもあるため、県産品の輸出が停滞している状況があり、風評被害を払拭し、海外販路の再構築や新規開拓を行うなど、本県食品関連企業等の輸出支援が求められている。

このため、従来から実施している貿易相談やセミナーによる情報提供等、中国や香港における見本市出展や商談会開催による食品関連企業の販路開拓、拡大の支援等を今後とも継続して行っていくことが重要である。

また、現在、中国や香港等においては食品の全部又は一部が輸入停止となっていることから、国に対して早期の解除を働きかけるよう要望するとともに、輸入が再開された場合はスーパーマーケット等のバイヤーへの一層の売り込みを図る等、迅速かつ積極的な取組が必要である。

さらに、風評被害は中国や香港等以外にも広がっていることから、これらの地域においても県産品の販路再構築、開拓を推進するための支援等を行う必要がある。

#### ウ 今後発生する災害等のリスクへの対応

東日本大震災は、生産・販売施設への直接被害やサプライチェーンの寸断、計画停電の実施等により、県内の企業活動に甚大な影響を及ぼした。企業活動を取り巻く様々なリスクに対しては、日ごろからの備えが肝要であるが、事業の復旧や会社の存続など、事業継続に対する企業の取組は十分とはいえず、特に中小企業における対策が不十分な状況にある。

このため、中小企業に対してBCP<sup>(注2)</sup>に関する意識啓発を図るとと

もに、事業継続に向けた計画策定を具体的に支援するなど、中小企業の取組を促進する必要がある。

(注2) Business Continuity Plan の略。企業が大火災、テロ攻撃などでの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画。

## エ 雇用対策

震災後、本県においても被災や風評被害等により、製造業や宿泊、サービス業などに離職者が発生しており、有効求人倍率の低迷など、雇用情勢が依然として厳しいことから、雇用対策が急務となっている。

このため、栃木労働局やハローワークを始めとした国などの関係機関と連携を図りながら、若年者を始めとした様々な求職者に対し、ワンストップできめ細かな就労支援を行いながら、緊急雇用創出事業臨時特例基金を積極的に活用するなど、雇用の確保を図っていく必要がある。

## オ 復旧、復興につながる積極的な企業の誘致及び定着促進

放射線被害の風評に加え、歴史的な円高の影響等により、本県への企業の新規立地や既存立地企業の継続的な操業について懸念されるところである。

本県への企業立地を促進し、地域経済が持続的発展を遂げるため、また復旧、復興を進める上でも、今後想定される大地震等の災害に対する本県の復旧対応力を強調するとともに、東京圏に近接し交通利便性に優れる産業団地、立地優遇制度、また医療、福祉、教育などの快適な住環境など、本県の総合的な立地優位性についての積極的なPRが重要である。

このため、「<sup>と</sup><sup>ち</sup><sup>ぎ</sup><sup>の</sup><sup>い</sup><sup>い</sup><sup>も</sup><sup>の</sup>栃木県企業誘致・県産品販売推進本部」の活用や知事によるトップセールスなどにより、引き続き本県の優位性のPRに努め、県内企業とのより一層の連携などを通して、引き続き既存立地企業の意見を傾聴し、それに基づく操業環境の整備などに努める必要がある。

## 3 災害に強い地域づくり

今般の大震災では、国内観測史上最大規模の地震とそれに伴う大津波、さらには、福島第一原子力発電所事故が重なり、東北三県を中心に東日本の広範囲にわたり未曾有の被害をもたらした。また、本県においても4名の死者が出たほか、多くの負傷者や7万棟を超える住宅の損壊など、大きな被害が発生した。

今後このような大災害を想定し、着実に備えを講じていくためには、過去

の経験や科学的知見に基づく地震被害の検証が必要であり、国における大規模地震の被害想定などを踏まえながら、本県における被害の想定を見直していく必要がある。

県民の暮らしの安全安心を守るためには、災害に強い防災基盤づくりが重要である。今後、社会資本整備を進めるに当たっては、被害を最小限に抑える「減災」(災害ミニマム)の視点や代替手段を多重に確保するリダンダンシー<sup>(注3)</sup>の考え方なども取り入れ、安全確保の観点から優先順位を付け、計画的に実施していくことが重要である。

また、ハード面の整備と併せて、避難対策の強化や防災意識の啓発、地域における防災力の向上などのソフト対策を組み合わせることが必要である。このため、行政や防災関係機関はもとより、企業や自主防災組織、ボランティアや個人など、あらゆる主体が連携しながら「減災」に向けた対策を進めるとともに、「県民の命を守る」ことを念頭に、地域防災計画を見直し、防災対策の充実強化を図ることが求められる。

(注3) 「冗長性」、「余剰」、「重複性」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害などによる障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

## (1) ハード面

### ア 公共性の高い施設等の耐震化

災害時の拠点となる行政庁舎や災害時の避難所ともなる学校等の公共性の高い施設、病院、福祉施設等災害時要援護者が多く利用する施設等の耐震化は未だ十分とはいえ、構造体のみならず、天井材等非構造部材の耐震対策を早急に実施する必要がある。

### イ 道路の防災対策

本県は、山岳部を中心に、落石、土砂災害、雪崩等への対策が必要な箇所が多数存在していることから、災害発生時や異常気象時においても、日常生活や産業活動等に必要なライフラインを確保するため、道路の防災対策を着実に進めていく必要がある。特に、道路防災危険箇所や緊急輸送道路に指定されている重要な路線については、防災対策や耐震対策を重点的に推進していく必要がある。

### ウ 河川、橋梁等の防災対策

河川や橋梁等の防災対策や維持補修を早い段階で実施していくことは、被害を受けてからの復旧と比較し、費用の面でもメリットが大きいことから、洪水等の危険性の高い河川や経年劣化している橋梁等の点検を定期的に行い、計画的に整備や補修等を行っていく必要がある。

## エ 土砂災害危険箇所対策

県内に多数存在する土砂災害危険箇所については、事業効果の高い箇所等から土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、「減災」の視点から被害を軽減するため、土砂災害警戒区域の指定や市町村でのハザードマップの作成を早急に進める必要がある。

## オ 災害時の情報収集、伝達手段の確保や整備

行政には、災害発生時に真っ先に対策本部を設置し、関係機関等からの情報収集や伝達をする責務があるが、今般の大震災時においては、一部市町等から、情報の収集や伝達が円滑にできなかったという課題も指摘されている。

また、災害時の避難所ともなる学校や医療機関、福祉施設等公共性が高く、かつ災害時要援護者が利用する施設の災害時の情報収集、伝達手段も必ずしも万全とは言えない。

大規模災害発生時において、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関相互の被害情報等の収集、伝達体制や住民に対する迅速な避難情報等の提供が不可欠である。

今般の大震災では、固定電話や携帯電話が基地局の損壊や回線の集中等により使用できなくなったところであり、自治体や防災関係機関、学校や福祉施設等における情報の伝達、住民の迅速な避難、さらには消防団等による円滑な応急活動などのため、確実な情報伝達手段や体制を整備する必要がある。

## カ 災害時利用可能な土地の把握

がれき等、直ちに撤去しなければならない災害廃棄物が大量に発生し、保管場所確保に苦慮した経験等を踏まえ、県有未利用地なども含め、災害時に即利用できるスペースを見極め、かつ、予めどのように有効利用できるか調査しておく必要がある。

## キ 災害廃棄物の処理

今般の大震災では、がれき等の災害廃棄物が大量に発生し、保管場所や処理施設の確保が課題となったが、市町村によっては処理施設を持っていないところも多く、発災時に速やかな処理ができるよう、広域連携体制の充実強化を図る必要がある。

## ク 停電時の交通整理対策

東日本大震災では、県内の至る所で多くの信号機が滅灯し、警察官が手信号による交通整理を行った。その後の計画停電時には、最大限の警察官を配置し、交通の安全確保に努めたが、今後は、非常時に交通整理



がスムーズに行えるよう、県全体での体制を構築しておくことが必要である。

また、停電時の信号機の非常用電源としてディーゼル発電機を導入しているが、設置箇所の大半は宇都宮市であることから、今後は宇都宮市以外の地域にも計画的に増設していくことが望まれる。さらに、交通信号機用のリチウムイオン電池システムを含めた非常用電源付加装置の導入・整備を検討する必要がある。

## (2) ソフト面

### ア 防災体制の整備

大規模災害に的確に対応していくためには、迅速な職員参集体制や指揮命令系統の徹底、役割分担の明確化、防災関係機関相互の情報伝達手段の確保など、災害時応急活動体制の充実強化を図るとともに、災害の規模や長期化などに応じた柔軟な対応が可能な組織体制を構築することが必要である。

### イ 広域連携体制の整備

今般の大震災では、大規模な複合災害によって市町村における行政の機能が停止するなどの例も見られたことから、県による市町村のバックアップ体制や市町村相互の応援、さらには他県自治体との連携など、自治体相互の広域応援体制を構築し、平時から訓練等を通じて連携体制を整備しておくことが重要である。

### ウ 物資等の供給体制の確保

今般の大震災では、燃料や電力などの供給体制が大きな課題となった。県では物資等の供給について、既に多くの団体等と災害時物資供給協定を締結しているが、その品目や内容を点検し、今後必要とされる物資等について、関係団体や民間企業と供給協定を追加締結する必要がある。

また、緊急時に物資等の供給が円滑に行われるよう、協定締結先との日ごろから連携体制を構築し、制度の確立に努めることが重要である。

さらには、家庭における一定期間分の食料や電池などの非常用物資の備蓄を働きかけていくべきである。

### エ 避難者対策

避難所には、高齢者や障害者、女性や外国人など、様々な人々が避難し、それぞれが、物質的な不自由や精神的な不安定を抱えるとともに、避難生活が長期にわたることも考えられる。

避難者の多様なニーズに応えるためには、行政のみならず、ボランティアや自主防災組織など、様々な主体による柔軟な避難所運営体制を構

築することが求められる。

#### オ 帰宅困難者対策

今後、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合、鉄道駅の周辺などを中心に、多数の帰宅困難者が発生することが考えられる。その対策として、鉄道事業者や施設管理者自らの対応体制を徹底するとともに、県、市町村、鉄道事業者の連携による迅速、的確な対応が必要である。併せて、公共交通機関が途絶した場合における個人や企業がとるべき行動についても日ごろから周知、啓発をしておく必要がある。

#### カ ボランティア活動の支援、調整

避難者へのきめ細かな支援には、行政やボランティア、NPO、民間企業等が、それぞれの特性を活かしながら連携して対応することが必要不可欠であることから、社会福祉協議会やNPOが主体となったボランティアセンターが早期に設置できるよう、平時からの体制づくりが必要である。

#### キ 学校、地域等における防災体制の推進強化

幼稚園や保育所から高校、大学まで全ての教育機関等において、避難訓練を実施するのはもちろんのこと、各年齢層に合わせ、いつ、いかなる場所において災害に遭っても身を守る対応ができるよう、防災教育を徹底する必要がある。

また、都市部と農山村部、工業地域や商業地域、河川等の地形の状況等それぞれの地域性や季節、時間帯等に応じた防災教育や防災訓練を促していくことが求められる。

さらには、児童生徒等が保護者と離れた状況で被災した場合の安否確認や連絡方法等を決めておく等、日ごろから学校と家庭が連携し、防災体制を強化していくことが重要である。

#### ク 地域防災力の向上

災害に強い地域をつくるためには、行政による「公助」はもちろんのこと、自分の身は自分で守る「自助」及び自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が非常に重要である。このため、今般の大震災により地震に対する関心が高まっている中で、県民一人ひとりがより一層、災害に対する備えを進めるよう、防災意識のさらなる普及啓発に努めるとともに、自主防災組織や消防団など地域のコミュニティが主体となった防災組織の活性化を進め、地域の防災力を高めていくことが重要である。

そのためには、日ごろからの家庭での話し合いや地域における防災訓練などを通じて、県民一人ひとりが自助や共助による防災の意識を高め

るとともに、学校や職場等における防災教育の充実強化や地域コミュニティの形成など、県民総ぐるみによる防災力の向上が求められる。

#### ケ 再生可能エネルギーの利活用の促進

福島第一原子力発電所事故後、しばらくの間計画停電が実施され、県民生活、経済活動に大きな影響があった。今後も夏季や冬季など電力需要の高い時期を含め、1年を通して十分な電力供給が保障されていない状況にあり、太陽光や小水力等身近な再生可能エネルギーの利活用を促進するための施策を積極的に実施していくべきである。

### 4 放射性物質汚染対策（一部再掲）

福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響は、本県においても環境汚染や健康に関する県民の不安、さらには風評被害による観光産業の低迷や農畜産物の一時出荷停止等を引き起こし、県内産業及び県民生活に深刻な影響を及ぼしている。このため本県の将来を見据えた的確な対策が求められる。

#### (1) 放射能の監視体制の強化

先の政府発表では、原子炉の冷却が安定し放射性物質の放出が抑えられた「冷温停止状態」であるとされたが、今後の原子力施設における放射性物質の拡散を早期に発見するためには、空間放射線量のモニタリングポストを増設していくことが必要であり、県民の不安を払拭するためにも、大気に加え水道水などの環境モニタリングを継続していくことが重要である。

さらに、今後、隣接県等に立地する原子力施設において緊急事態が発生した場合も想定し、放射線防護対策に必要な情報を収集するための緊急時モニタリングに迅速に移行できるよう体制を整えることが必要である。

#### (2) 風評被害対策

農林水産物に含まれる放射性物質をモニタリングすることは、食に関する安全安心と信頼の確保に繋がるものであり、生産者と消費者の信頼関係を深めることはもとより、関連産業の復興においても必須条件である。

このため、引き続き、生産者及び消費者双方の立場に立ったモニタリングを実施し、安全性が確認された時点で、分かりやすい情報を県内外に対して積極的に発信することが求められる。また、今後、食品中の放射性物質に関する規制値については、国による変更等、その動向を注視する必要があるが、併せて、国に対しては、通常の摂取形態や最新の科学的知見に基づいた規制値を策定し、国民に分かりやすく説明するよう、働きかけを継続することが求められる。

一方、県内の観光地は福島第一原子力発電所事故によって、風評被害という大きな打撃を被っている。

このような中、風評被害払拭に向けては、適切な情報発信が重要であることから、大気、土壌、水、食など放射性物質に関するあらゆる情報をきめ細かに提供するとともに、国内はもとより海外旅行者も含めた誘客促進と「とちぎブランド」のイメージアップに向け、一層機動的かつ戦略的な取組を実施していくことが必要である。

さらに、風評によって生じた損害が適切に賠償されるよう県としても国に対して引き続き要請を行うべきである。

### (3) 放射能汚染物質の処理

県及び県内各市町村においては、放射性物質を含む稲わらや牧草、浄水発生土、下水汚泥、焼却灰等の処理、保管場所や処分先等に苦慮している状況にある。こうした各種廃棄物等の一刻も早い処理に向け、引き続き国に対し、最終処分場及び保管場所の確保について責任ある対応を強く求めるべきである。

併せて、国において汚染可能性のある物質等について早急に調査の上、モニタリングや処理に関する具体的基準を示し、迅速に処理することを強く要請すべきである。

さらに、これらの処理に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であることから、円滑に実施できるよう適切な情報提供が求められる。

### (4) 放射性物質の除染対策

放射性物質の除染については、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき汚染状況重点調査地域はもとより、県内各市町村に対しても、国が示した「除染関係ガイドライン」や国による実証実験の結果を踏まえた除染技術に関する情報提供など、出来る限りの支援に取り組む必要がある。

また、地域住民等に対する除染講習会を開催するなど、地域の協力が得られやすい環境づくりにも努めるべきである。

### (5) 県民の理解促進

教育機関をはじめ県民に対して、放射線に関する知識の普及啓発を積極的に推進するとともに、健康被害に関する不安を払拭するため必要な対策に取り組むべきである。これまで実施した農業振興事務所におけるリスクコミュニケーションは放射性物質に関する正しい知識の普及に有効であることから、消費者に加え、幼稚園や小中学校等の保護者等を対象とした幅広い取組を展開し、県産農産物等の安全性に係る正確な理解を深めていく必要がある。

### (6) 県民の健康影響への不安払拭

昨年12月に厚生労働省から、福島第一原子力発電所事故後設定された食

品に含まれる放射性物質（セシウム）の暫定基準値に代わる新たな基準値案がようやく示され、併せてその算定根拠となる年間の被ばく限度線量の引下げもされたものの、県民の放射性物質による健康影響への不安は根強く、放射性物質に関する各種モニタリング調査を継続的に実施し、具体的なデータを提示しながら、県民の健康不安の払拭を図っていく必要がある。

(7) 食品に関する放射性物質対策

農林産物や野生獣肉、加工食品等の安全確保や風評被害払拭のため、生産者への的確で迅速な各種情報の提供や支援、消費者への正しい知識の普及や相談体制の構築、モニタリング検査の継続及び品目の拡充等により、生産から最終消費に至る全過程において、放射性物質に対する食品安全管理体制を確立し、県産農産物及び食品の安全性や信頼性を確保する必要がある。

(8) 国等への要請

今回の事故からも明らかなように、原子力災害の影響は広範囲に及ぶため、国の責任において、関係地方公共団体の意見等を踏まえた上で、必要な対策と所要の財政措置を講じるよう粘り強く働きかけるべきである。

また、出荷制限や風評による価格下落等の損害を被っている農林業者や観光客が大幅に減少している観光事業者などが行う、原子力災害に係る損害賠償請求に対する支援が引き続き必要である。

さらに、今後、放射線による健康影響や除染技術に関する調査研究等に進展が見られることも想定されるため、国に対し、最新の知見や情報が即時性をもって提供されるよう要請していくべきである。

(9) 原子力防災体制の充実強化

今回の原子力災害は様々な領域に及んでおり、対応すべき課題は多様化かつ高度化しつつある。このような情勢に迅速かつ的確に対応し、有効な手立てを打つためには、県地域防災計画の「原子力災害対策編」や「原子力災害対応マニュアル」を早期に策定し、関係者への普及啓発を図り、全庁が一丸となった取組、体制のさらなる充実強化が必要である。

さらに、隣接する茨城県の東海第二発電所等から県境までの距離が約32kmであり、今後国の防災対策を重点的に充実すべき地域が、原子力施設から概ね30km以内に拡大される可能性も鑑み、原子力施設の運転状況など、平時、異常時の情報連絡や風評被害を含めた損害の賠償等について、原子力事業者等と安全協定の締結も視野に入れ、原子力災害からの安全確保を図る必要がある。

## Ⅶ 提言の実現に向けて

東日本大震災からの復興を図るため、Ⅵにおいて県が取り組むべき施策を提言したが、これらを確実に実現していくためには、復興推進に必要な財源の確保や組織体制の充実を図るとともに、市町村や国、関係機関や民間企業などとの連携や協力等を積極的に行いながら、着実かつ効果的に事業を推進していく必要がある。

### 1 復興推進に必要な財源の確保

県では、財政の健全化を目指し、平成 21 年度から「とちぎ未来開拓プログラム」に取り組んでいるところであるが、平成 24 年度当初予算は、東日本大震災の影響によって税収減が見込まれるなど、例年にも増して厳しい財政運営が予想される。

こうした中であっても、震災からの復興に向け、国からの財政措置を十分活用した上で、県としても、収支の均衡した持続可能な財政基盤の確立を図りながら、事業の選択と集中の徹底等により、財源確保に努めるなど、県議会とともに全庁を挙げて本格的な復興に取り組むべきである。

また、今後とも、被災県の実情と意見を十分に踏まえた財政措置を、国に対し引き続き機動的に働きかけていくべきである。

なお、平成 23 年 12 月に国からの特別交付税を財源として「栃木県東日本大震災復興推進基金」が設置されたが、これを十分に活用し、県及び市町村事業を計画的かつ効果的に実施していくべきである。

### 2 組織体制の充実

スピード感を持って震災からの復興に取り組んでいくためには、震災対応に必要な人員の配置を柔軟に行うなど、組織の機動性を高めるとともに、震災対応の中核となる県災害対策本部の機能充実を図るべきである。

また、県震災復興推進本部を中心に県庁内の連携を一層強化し、復興事業の着実な推進に努めることも重要である。

特に、原子力災害への対応は、長期にわたることが予想されることから、独立した組織を設け、継続して取り組むことにより、一日も早く県民の不安解消に努めなければならない。

さらに、今後の防災や災害対策を進めるため、迅速かつ臨機応変な対応を可能とする組織体制についても検討を行う必要がある。

### 3 市町村や近隣県、国、各種団体などとの連携等

震災復興を着実に推進するためには、必要な財源の確保や組織体制の充実はもとより、市町村や近隣県、国、各種団体などとの十分な連携や協力等を図り、一丸となって取り組んでいく必要がある。

このため、県は、基礎自治体として住民に最も身近な市町村が、地域の実情にあったきめ細かな事業を展開し、震災復興の担い手としての役割を十分に果たせるよう、連携や協働の考え方に立ち、市町村をしっかりと支援していくべきである。

また、国が設置する復興庁などの動向を注視しながら、速やかな情報収集に努め、関係機関との連携や調整を図るとともに、防災や建築、公衆衛生など、専門職による市町村への人的及び技術的な支援などを含め、積極的に広域自治体としての役割を果たすべきである。

さらに、災害時等の緊急時に円滑な対応ができるよう、各種団体や民間企業等と日ごろから密接な連携を図り、協力体制を構築しておくべきである。

## Ⅷ おわりに

本委員会は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故後の「被災者の生活支援、公共施設の復旧及び経済産業の復興について」並びに「災害に強い地域づくりについて」を重点テーマとして、13回にわたる委員会において、被災地の調査や関係者との意見交換を行い、また、復旧や復興に向けての現状及び取組状況、地域防災計画の見直し等について、県に説明を求め、その対応を質すとともに、講ずべき措置について意見を述べ、県の施策に反映させるべき事項等について、随時、要望等を行ってきた。

さらに、第13回委員会において、災害対策及び防災対策等への提言を盛り込んだ調査報告書を取りまとめたところである。

復旧、復興に向けては、被害を受けた県民一人ひとりの生活の再建が復興の基本であり、その切なる思いにしっかりと応え、一日も早く元どおりの生活が送れるよう、県、国、市町村はもとより、企業や民間団体、県民が連携を強化しながら、一丸となって取り組んでいかなければならない。

また、ライフライン等の社会生活基盤の災害復旧や、放射性物質汚染対策としての汚染された廃棄物等の管理、処分対策、放射線のモニタリングや除染等による低減対策、農林水産業や商工、観光業における風評被害対策、そして農林水産業、観光業を初めとする経済産業の復興、雇用対策、災害に強い地域づくり、さらに、再生可能エネルギーの推進等、山積する様々な課題に迅速かつ積極的に取り組んでいく必要がある。

県においては、災害対策本部及び震災復興推進本部を設置し、具体的な各種施策を展開しながら、復旧、復興に向け鋭意取り組んでいるところであるが、本報告書の提言や本委員会において示された各委員の意見等を踏まえ、全庁的な連携の下、復旧、復興や県地域防災計画の見直し等に十分反映し、実効性のある施策を着実に推進していくことを強く望むものである。

なお、厳しい財政状況ではあるが、災害に強い地域づくりのため、予算や組織体制上の格段の配意を求めるものである。併せて、県議会としても、最大限の協力、支援を惜しまない考えであることを申し添える。

最後に、甚大な被害を受けたにもかかわらず、本委員会の調査研究活動に御協力をいただいた観光業及び商工業団体、農業団体等の各種団体、さらには市町の皆様に感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。



## IX 委員名簿

### 災害対策特別委員会

委員長	渡 辺	渡
副委員長	阿 部	寿 一
委員	神 林	秀 治
委員	池 田	忠
委員	西 村	しんじ
委員	齐 藤	孝 明
委員	相 馬	憲 一
委員	増 渕	三津男
委員	一 木	弘 司
委員	花 塚	隆 志
委員	三 森	文 徳
委員	石 坂	真 一
委員	木 村	好 文

## X 調査関係部局

総合政策部  
経営管理部  
県民生活部  
環境森林部  
保健福祉部  
産業労働観光部  
農政部  
県土整備部  
企業局  
教育委員会事務局  
警察本部

# 東日本大震災に関する栃木県の復旧・復興対策一覧

平成23年12月31日

## ◎県民生活への支援等

対象者	支援策	概要	所管
被災者 全体	1 各相談窓口の設置・案内	①建物の損壊等に関する各市町相談窓口の案内 ②建設関連団体における住宅等建物に関する相談窓口の案内 ③食品及び飲用水の安全性、健康に関する相談 (心のケアの対応を含む) ④国等における放射線の影響に係る健康相談窓口等の案内	①、② 県土整備部  ③、④ 保健福祉部
	2 ワンストップ相談窓口 (災害対策本部内)	避難者からの雇用、住宅、健康などの相談にワンストップで応じる 窓口 ・H23年5月16日設置	災害対策本部 復興推進本部
	3 県税の申告・納付等の期限の 延長等	申告等の期限の延長、納税の猶予、県税の減免など状況に応じ て実施	経営管理部
	4 震災に便乗した悪質商法等の 被害を防止するための情報発 信	震災に便乗した悪質商法等の被害に遭わないための注意喚起及 び相談窓口の周知	県民生活部
	5 「震災特例旅券」の発給	震災により旅券を紛失・焼失した被災者・避難者に対して旅券(残 存期間分)を無料で交付 ・申請期間:H23年6月8日～H25年3月31日	産業労働観光部
	6 被災地域への警察官の派遣	警備部隊、刑事部隊、交通部隊、女性部隊等を被災地に派遣	警察本部
	7 震災避難所警戒・警ら活動	①避難所周辺の警戒・警ら活動 ②避難所での移動交番・移動駐在所開設・相談受理・免許更新 など情報提供活動	
	8 交通事故防止対策	計画停電時、滅灯信号機の主要交差点において警察官による交 通整理等を実施	
	9 「警備業法」及び「風俗営業等 の規制及び業務の適正化等 に関する法律」に係る一部権利 利益の満了日の延長等	「警備業法」及び「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律」に係る一部権利利益の満了日等の延長(H23年8月31日 終了)	
	10 「銃砲刀剣類所持等取締法」及 び「火薬類取締法」に係る一部 権利利益の満了日の延長等	「銃砲刀剣類所持等取締法」及び「火薬類取締法」に係る一部権 利利益の満了日等の延長(H23年8月31日終了)	
	11 「道路交通法」に係る権利利益 の満了日の延長等	運転免許証の有効期限の延長を始めとする「道路交通法」に係る 権利利益の満了日等の延長(H23年8月31日終了)	
	12 運転免許証再交付申請の 特例措置	震災により運転免許証を紛失した避難者等が再交付申請した場 合、居所証明書等の書面提出により交付可能	
	13 交通関係手数料の免除	被災者を対象に、自動車運転免許証再交付・自動車保管場所証 明書の申請等に係る手数料を全額免除	
	14 「犯罪被害者等給付金の支給 等による犯罪被害者等の支援 に関する法律」及び「オウム真 理教犯罪被害者等を救済す るための給付金の支給に関する 法律」に係る申請期間の延長	犯罪被害者等給付金・オウム真理教犯罪被害者等給付金の申請 期間の延長(H23年8月31日終了)	
	15 震災に便乗した悪質商法、義 援金名目の詐欺等への対策	震災に便乗した悪質商法や義援金名目の振り込み詐欺、廃棄物 の不法投棄等の犯罪に係る被害防止を図るための広報啓発活動 と取締りの実施	

◎県民生活への支援等(つづき)

対象者	支援策	概要	所管
被災した勤労者	16 「東北地方太平洋沖地震による被災者向け勤労者生活資金」の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高融資額 100万円</li> <li>・貸付利率 年0.8%(無担保・固定金利)</li> <li>・保証料率 年0.4%又は0.8%</li> <li>・H23年4月1日創設</li> <li>・H23年12月31日現在 4件 3,600千円</li> </ul>	産業労働観光部
震災による離職者等	17 震災就労等特別相談窓口の設置等	<p>とちぎ求職者総合支援センター、ジョブカフェとちぎ、各労政事務所等に特別相談窓口を設置 震災による離職者、内定取り消し等で求職中の未就職卒業者・若年者などを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年4月18日設置</li> <li>・H23年12月31日現在 58件</li> </ul>	産業労働観光部
	18 とちぎ就職支援合同面接会の実施(対象者の拡大)	<p>震災の影響で職を失った方などの就職を支援するため、求職者と県内求人企業との合同面接会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年6月2日(宇都宮市/参加企業46社、参加者110名)</li> <li>・H23年9月12日(宇都宮市/参加企業67社、参加者162名)</li> <li>・H23年12月8日(宇都宮市/参加企業57社、参加者197名)</li> </ul>	
	19 地域別就職面接会の実施	<p>震災の影響で職を失った方などの就職を支援するため、求職者と県内求人企業との合同面接会を県内4箇所で開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年7月26日、8月9日(宇都宮市)・7月27日～28日(小山市)</li> <li>・8月1日(那須塩原市)・8月3日(足利市)</li> <li>(参加企業41社、参加者延べ111人)</li> </ul>	
	20 緊急雇用創出事業	<p>(国が「震災対応分野」の創設と雇用期間の要件を緩和)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「震災対応分野」の適用地域を全県に拡大するよう国に要望(H23年4月20日)</li> <li>・「震災対応事業」の予算化:14億4,400万円(5月補正2億円、6月補正12億4,400万円)</li> </ul>	
	21 被災者等に対する職業訓練の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>①産業技術専門校の離職者訓練における入校者数を拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年7月～定員60名→85名(7月開講コース 定員26名 受講者10名うち被災者3名)</li> <li>(10月開講コース 定員59名 受講者35名うち被災者19名)</li> </ul> </li> <li>②民間を活用した訓練に建設機械の技能習得コース等を新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年7月～4科目21コース 150名(7月開講コース 定員90名 受講者68名うち被災者40名)</li> <li>(8月開講コース 定員30名 受講者14名うち被災者10名)</li> <li>(9月開講コース 定員30名 受講者17名うち被災者14名)</li> </ul> </li> </ul>	
22 被災離職者支援事業	<p>震災の被災により離職を余儀なくされた方等が職業訓練を受講する場合に、受講中の生活の安定を図るため訓練手当を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本手当 2級地3,930円/日(宇都宮市)、3級地3,530円/日(宇都宮市以外の被災地域)</li> <li>・受講手当 700円/日</li> <li>・通所手当 実費</li> <li>・H23年12月31日現在 支給者3名</li> </ul>		
被災した住宅所有者	23 「被災者生活再建支援法」の適用	<p>栃木県内全域において住宅が全壊・大規模半壊した世帯等へ支援金を支給</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金 全壊100万 大規模半壊50万など) H23年12月末現在の申請状況:677件 5億9,350万円</li> <li>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金 建設・購入200万 補修100万 賃借50万など) H23年12月末現在の申請状況:443件 7億1,475万円</li> </ul> <p>※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 ※支援金の支給申請窓口は市町村</p>	県民生活部

◎県民生活への支援等(つづき)

対象者	支援策	概要	所管
被災した住宅所有者	24 災害援護資金の貸付け	栃木県内の全市町において、住居に被害があった世帯、世帯主が負傷した世帯へ援護資金を貸付け ・貸付限度額: 150万円～350万円 ・利率: 年1.5%(保証人を立てる場合無利子)※ ・償還期間: 13年(6年間の据置き期間を含む)※ ・償還方法: 年賦又は半年賦 ・その他: 所得制限あり ・貸付申請窓口: 市町 ※東日本大震災への特例措置	県民生活部
	25 雇用促進住宅の斡旋	県内の被災者へ雇用促進住宅の情報提供、入居手続き代行 ・H23年4月18日開始 ・H23年12月31日現在 申請15件	産業労働観光部
	26 「被災住宅再建等支援事業」の創設	住宅再建等のための借入れに対し、市町が行う利子補給の1/2又は0.5%のいずれか低い方を市町へ5年間補助 ・100万円～500万円の借入れを対象 ・H23年12月31日現在 23市町で実施	県土整備部
	27 県営住宅の提供	県内の被災者及び県外からの避難者へ県営住宅を提供 入居決定戸数: 県内被災者40戸、県外被災者7戸、妊婦専用1戸 (H23年12月31日現在)	県土整備部 (妊婦専用: 保健福祉部)
	28 応急仮設住宅の提供	県内被災者に対して応急仮設住宅を提供 ・民間賃貸住宅借り上げ 17戸(益子町、芳賀町、高根沢町) ・応急仮設住宅建設 20戸(那須烏山市)	県民生活部 県土整備部
	29 被災者支援のための開発許可における特例措置	県内にある宅地が被災し、同地での建替えが困難であり、転居せざるを得ない場合に、市街化調整区域において住宅の建築等が可能となるよう、開発許可の特例を新設 (H23年7月1日から適用 ※宇都宮市への転居は市基準による)	県土整備部
被災した生徒	30 県立高校の入学料免除	自宅が全半壊した県立高校入学予定者の入学料を全額免除	教育委員会
	31 私立学校の授業料等減免	被災した幼児、児童、生徒の授業料等を減免する私立学校に対する助成 ・補助対象: 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校	経営管理部
	32 「高等学校等修学資金」貸与枠の拡大	震災による経済的理由から、修学が困難となった者に対する修学資金貸与枠の拡大 170名分(総枠 330名分)	教育委員会
	33 被災児童生徒等の就学支援	震災による経済的理由から就学等が困難となった者への就学奨励事業及び市町が行う就学支援等に要する経費に対する助成	
被災した私立学校	34 私立学校の施設の復旧に対する助成	私立学校の災害復旧事業に対する助成 ・補助対象: 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校	経営管理部
在県外国人等避難者	35 多言語情報提供、通訳・相談支援	①多言語(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)による災害関連情報の携帯メール配信((公財)栃木県国際交流協会・H23年3月12日開始) ②相談窓口((公財)栃木県国際交流協会)の設置(H23年3月12日設置) H23年12月31日現在 相談件数 197件 ③避難所掲示用多言語表示シートの配付 H23年5月24日現在 配付先11カ所	産業労働観光部

◎県外からの避難者に対する支援

対象者	支援策	概要	所管
福島県等 県外からの 避難者	1 総合相談窓口	健康相談の実施、一時避難施設の紹介 総合相談所： ・道の駅「東山道伊王野」(H23年3月16日～25日) ・道の駅「那須高原友愛の森」(H23年3月16日～5月15日) * H23年5月16日から被災者全体を対象としたワンストップ 相談窓口へ統合	災害対策本部
	2 在宅避難者登録制度	栃木県内の避難所以外に避難した方の登録簿作成。本人、自治 体に必要な情報の提供	
	3 避難所の設置・受入れ	①福島県等からの避難者を受け入れるため、県内5施設に一次 避難所を設置 ②H23年4月26日からは、日光市・那須町の二次避難所(旅館・ ホテル等)に移転を開始(12月20日閉鎖)	
	4 民間賃貸住宅の借上げによる 応急仮設住宅	県外からの避難者に対して応急仮設住宅を提供 ・民間賃貸住宅借上げ 申込件数:1,080件 契約件数:875件 (H23年12月31日現在) ・受付期間 7月1日～9月30日 ・借り上げ期間 最長2年 ・家賃 入居人員により7万～9万円を県が負担。光熱水費、 自治会費等は自己負担	災害対策本部 県土整備部
	5 交流機会の確保等	民間住宅など避難先が分散・長期化する中、避難者のニーズや課 題が多様化してきている。そのため、NPOやボランティア等と行政 との協働により、避難者の生活支援を実施 ①避難者が気軽に集まり、情報交換等のできる機会を提供 ②NPO等による、避難者の見守りや相談等の実施	県民生活部
	6 健康相談	広域健康福祉センター(県西、県東、県南、県北、安足)、地域健 康福祉センター(今市、栃木、矢板、烏山)及び宇都宮市保健所 において健康相談窓口を設置するとともに、避難所へ出向いて巡回 相談を実施	保健福祉部
		旅館やホテルなど県内の避難所において長時間にわたる避難生 活を余儀なくされている被災者に対して、健康診査や健康相談を 実施 ①健康診査 ・実施機関:県保健衛生事業団、獨協医科大学、 県臨床衛生検査技師会 ②健康相談 ・実施機関:県看護協会、自治医科大学看護学部	
	7 県内避難所における訪問診療	県医師会との災害時における医療救護に関する協定(H11年7月) に基づき県内避難所での医療提供に関する覚書を新たに締結し、 医師・看護師等による訪問診療を実施	
	8 福島県内からの患者受入れ	福島県からの要請に基づき、県医師会と連携し県内医療機関と調 整の上、南相馬市小野田病院の入院患者の受入れを実施	
9 栃木県議会議員会館への 受入れ	県議会議員会館を、避難されている高齢者、障害者、乳幼児を含 む家族に提供するとともに健康相談を実施		

◎県外からの避難者に対する支援(つづき)

対象者	支援策	概要	所管
	10 施設入所者の避難の受入れ	県老人福祉施設協議会等と連携し、県内施設の受入可能人数を把握し、福島県内の施設入所者の受入れを実施	保健福祉部
	11 透析患者の受入れ	県透析医会と連携し、県内透析医療機関の受入可能人数を把握し、福島県からの透析患者の受入れを実施	
	12 福島県内からの患者受入れ	県精神衛生協会と連携し、福島県・厚生労働省からの要請に応じ、福島県の精神科病院入院患者97名を県内精神科病院で受入れを実施 ・H23年12月31日現在 入院患者89名	
	13 要援護者の障害者施設への受入れ	厚生労働省の受入調査に基づき、受入可能施設を調査し、5施設で受入れを実施	
	14 妊婦専用避難住宅の提供	福島県から避難している妊婦とその家族を対象に、県営住宅(10戸)を提供するとともに、栃木県産婦人科医会を通して医療機関を紹介 ・H23年12月31日現在 1戸入居	
	15 避難所のペットへの対応	ペット同伴の避難者に対して動物愛護指導センターにおいて相談等を実施	
	16 避難所配置用医薬品の供給	備蓄していた一般用医薬品等を避難所へ供給	
福島県等 県外からの 避難者	17 「労働関係説明会」の実施	栃木労働局と連携し、各避難所等において雇用保険失業給付、就職支援制度、労働条件や生活就労相談の案内を実施 ・H23年4月4日～14日 9カ所 参加者76名	産業労働観光部
18 「就労意向調査」の実施	栃木労働局と連携し、避難者に対する就労意向調査を実施 ・調査期間 H23年5月23日～6月21日 対象世帯 678世帯		
19 「就労等相談」の実施	栃木労働局と連携し、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅についての説明会会場において、雇用保険失業給付、就職支援制度、労働条件や生活就労相談の案内の実施 ・開催期間 H23年6月20日～29日 ・開催場所 県内5地区(宇都宮・小山・黒磯・日光・鹿沼) ・相談件数 38件		
20 被災地域から栃木県内公立 学校への転入学等	①栃木県内公立学校への転入学等の相談を実施 ②県立高校について入学考査料・入学料免除	教育委員会	
21 避難所における防犯対策、相談 への対応	①避難所周辺の警戒、警ら活動 ②避難所での移動交番・移動駐在所開設・相談受理・免許更新 など情報提供活動	警察本部	
22 県外被災者の農業における 受入等	県農業振興公社の中にある県新規就農相談センターが、ハローワークと連携し、農業での受入相談及び受入先の斡旋等を実施	農政部	



◎放射能の影響調査等

対象者	支援策	概要	所管
1	環境放射能の調査	①空間放射線量の測定(県内7地点で実施) ②水道蛇口水、降下物に含まれる放射線量の測定(県保健環境センターで実施)	環境森林部
2	水道水の放射能影響調査	水道水中に含まれる放射線量の測定 ・県内全市町にて実施	保健福祉部
3	航空機によるモニタリング調査	県内全域の ①地表面から1mの高さの空間線量率 ②地表面における放射性物質の蓄積状況 (H23年7月12日～7月16日)	県民生活部
4	教育機関等における放射線量調査	①県内全小・中・高校、特別支援学校、幼稚園及び保育所の園庭・校庭の放射線量の測定 (H23年5月13日～19日 1,266カ所で実施) ②前回測定時に毎時1マイクロシーベルトを超えた学校等に対する校庭等の放射線量の再測定 (H23年6月6日～7日 31施設30カ所) ③再測定対象であった31施設30カ所に対する文部科学省指定方法による放射線量の測定 (H23年6月20日～21日 31施設30カ所) ④土壌処理に伴う確認調査の実施 (平成23年8月30日、31日及び11月22日、12月5日 29施設29カ所)	県民生活部 経営管理部 保健福祉部 教育委員会
5	教育施設等の校庭等の表土除去に対する助成	H23年6月6日～7日に行った放射線量の再測定において、毎時1マイクロシーベルトを超えた学校等の表土除去に対する助成 補助対象: 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校	県民生活部 経営管理部 保健福祉部 教育委員会
6	消費生活相談に係る放射性物質簡易検査	①県消費生活センターの消費生活相談に係る商品テストの一環として、H23年12月19日から放射性物質簡易検査を実施 ②県がモニタリング検査を実施しているもの以外の生鮮食品や自家消費(家庭菜園)の野菜等が主に対象 ③H23年12月28日までに受け付けた相談件数等 相談件数(県内消費生活センター受付) 315件 うち検査を実施することとなった件数 40件(26件は検査済)	県民生活部
7	県産農林水産物の放射能モニタリング検査	①農産農林水産物モニタリング検査 県産農産物の出荷制限の要否を判断するため、モニタリング検査を実施中 ○野菜類(63品目、480検体) ・果菜類(きゅうり、なす、トマト、メロン、いちご、赤とうがらし等) ・葉菜類(レタス、にら、ほうれん草、春菊、キャベツ、レタス等) ・花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー) ・茎菜類(ねぎ、アスパラガス、たまねぎ、うど等) ・穀物類(スイートコーン) ・根菜類(にんじん、大根、かぶ、ごぼう、しょうが、やまのいも等) ・いも類(馬鈴薯、かんしょ、里芋、こんにやくいも等) ・果実類(ブルーベリー、ぶどう、なし、りんご、くり、ゆず、かき等) ・豆類(いんげん、枝豆、落花生) ・穀類(夏そば、秋そば、はとむぎ) ・茶 ○特用林産物(97検体) ・しいたけ、なめこ、くりたけ、ひらたけ、わさび等 ○畜産物(85検体) ・原乳、牛肉(全頭検査後の牛肉除く)、豚肉、鶏卵 ○水産物(33検体) ・鮎、ヒメマス、ヤシオマス、ワカサギ ○麦(4麦種 263検体) ○米(予備検査 75検体、本検査177検体) ○大豆(56検体)	農政部 環境森林部 保健福祉部

◎放射能の影響調査等(つづき)

対象者	支援策	概要	所管
	8 地域の要請に基づく農産物等の検査	各農業振興事務所に設置したNaシンチレーション検出器を活用し、市町や農業者からの依頼に基づき、農産物や土壌等の放射性物質を実施し、農産物の安全性の確認や農業生産の指導に活用 ①農産物のスクリーニング検査 市町からの依頼に基づき、出荷される前の農産物を対象とした検査。学校給食や農産物直売所へ供給される地元農産物も、この検査の中で対応 ②農業生産の基礎的条件検査 農業者の依頼に基づき、土壌、堆肥などを対象とした検査	農政部
	9 牧草等の放射能モニタリング検査	①牧草：県内を5地域に分け、サンプリング・分析を実施 ②青刈りとうもろこし、稲わら、稲発酵粗飼料：作付け面積、飼養頭数、牧草の解除状況等を考慮し、サンプリング・分析を実施	
	10 堆肥等の調査	①園芸農家が施用する堆肥について、66点をサンプリング、分析を実施 ②牛ふん堆肥：酪農、肥育牛農家の堆肥は、県内を14地区に分けサンプリング、分析を実施。繁殖農家等の堆肥は、689戸を個別にサンプリング、分析を実施 ③腐葉土：業者の実態調査により、暫定許容値を超える製品を製造・販売していた業者に対し、製造の自粛及び自主回収を要請した。業者が販売店から自主回収した製品は約30万袋 ④稲わら及びもみ殻：県内を11地区に分け、計75点のサンプリング、分析を実施	
	11 農地土壌の調査	①県内14カ所の水田土壌調査を実施し、水稻の作付けに支障がないことを確認 ②県内全域の農耕地を10kmメッシュで区切り、48地点の調査を実施した。さらに、調査結果に基づき、放射性物質濃度が高かった地域を2.5kmメッシュで区切り、221地点を設定し詳細調査を実施中。3月末までに国が結果を公表する予定	
	12 県内飼養牛の全頭検査	安全管理体制の確立のため、 ・出荷頭数を調整しながら、県内及び県外と畜場の協力を得て全頭検査を実施する ・飼養管理の徹底を継続して実施する	
	13 野生鳥獣の放射性物質調査	イノシシ・シカ等のモニタリング調査【環境森林部】 ・市町や猟友会等の協力を得て、県内で捕獲されたイノシシ・シカ等のモニタリング調査を実施する イノシシの全頭検査【農政部】 ・那珂川町イノシシ肉加工施設における安全管理体制の確立のため、出荷・検査方針に基づき全頭検査を実施する	環境森林部 農政部



◎放射能の影響調査等(つづき)

対象者	支援策	概要	所管
14	輸出品に対する規制への対応	<p>輸出される食品等に関する証明書の発行 【H23年12月31日現在 10ヶ国・地域、1,048件】</p> <p>ア)H23年3月11日より前に産出又は最終加工された食品等についての日付証明の発行〔101件〕</p> <p>a)EU・EFTA向け(4月11日～、85件) b)シンガポール向け(5月10日～、2件) c)韓国向け(5月10日～、3件) d)マレーシア向け(5月10日～、4件) e)タイ向け(5月18日～、6件) f)ブラジル向け(7月14日～、1件) g)仏領ポリネシア向け(7月28日～、0件) h)クロアチア向け(10月26日～、0件) i)モロッコ向け(12月27日～、0件)</p> <p>イ)H23年3月11日以降に産出又は最終加工された食品等についての日付証明等の発行〔947件〕</p> <p>a)EU・EFTA向け(4月27日～、590件) b)シンガポール向け(5月10日～、2件) c)韓国向け(5月10日～、289件) d)マレーシア向け(5月10日～、46件) e)タイ向け(5月18日～、15件) f)ブラジル向け(7月14日～、5件) g)仏領ポリネシア向け(7月28日～、0件) h)クロアチア向け(10月26日～、0件) i)モロッコ向け(12月27日～、0件)</p>	農政部 産業労働観光部
15	工業製品の放射線量測定支援	<p>県内で製造された工業製品の放射線量測定を県産業技術センターで実施</p> <p>①GMサーベイメータによる工業製品の放射線量の測定(食品・飲料の内容物を除く)(H23年4月19日開始) H23年12月31日現在 受付139件 537検体</p> <p>②ゲルマニウム半導体検出器型放射能測定装置による工業製品の核種毎の放射線量の測定(食品・飲料の内容物を含む)(H23年8月19日開始) H23年12月31日現在 受付184件 331検体</p>	産業労働観光部
16	観光産業等の原子力発電所事故賠償請求に関する対応	<p>①原子力損害に関する産業・観光関係団体説明会の開催 H23年8月23日(宇都宮)、9月30日(宇都宮)</p> <p>②原子力損害賠償相談窓口(観光・商工分野)を設置 H23年9月30日設置 H23年12月31日現在 相談 25件</p> <p>③東京電力(株)に対し観光業の風評被害に係る賠償額算定方法の改正等について要望(H23年10月7日)</p>	
17	下水汚泥等の放射性物質調査	<p>①下水道資源化工場において、溶融スラグ、溶融飛灰の放射性物質濃度を測定(毎月1回)</p> <p>②県内7流域下水道浄化センターにおいて、下水汚泥の放射性物質濃度を測定(毎月1回)</p> <p>③下水道資源化工場及び一時保管場所(県央浄化センター、北那須浄化センター)の敷地境界4カ所で、空間放射線量を毎日測定</p>	県土整備部
18	浄水発生土等の放射性物質調査	<p>①北那須水道事務所及び鬼怒水道事務所の浄水発生土を搬出時に測定</p> <p>②北那須水道事務所及び鬼怒水道事務所の敷地境界4カ所で、空間放射線量を毎日測定</p>	企業局
19	樹皮の処分等に要する経費の助成	製材工場等に滞留している樹皮の処分や一時保管場所への運搬等に要する経費の助成	環境森林部
20	県営都市公園の放射性物質調査	県営都市公園(9公園)において、空間放射線量を測定(H23.9月～ 毎月1回)	県土整備部
21	健康影響に関する有識者会議の開催	健康影響に対する県民の不安を払拭することを目的とし、専門的見地から、放射線の影響についての客観的な評価、県としての対策の必要性、県民への情報提供方法等について検討	保健福祉部

◎放射線測定機器の状況

放射線測定機器の状況										
	県民	環森	保福	産労	農政	県土	企業	教委	計	
県が有する放射線測定機器	ゲルマニウム半導体検出器 (水、大気、食品、土壌、農畜産物、産業製品等精密検査用)			1	1	1			3	
	各種サーベイメータ等 * (空間放射線、表面汚染等簡易検査用)	5	17	44	7	27	9	2	15	126
	個人被ばく線量計			60		21				81
	合計	5	17	105	8	49	9	2		210
	* : GMサーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ等									
数値は12月末日までに配備見込みの台数										

◎募集・協力要請等

対象者	支援策	概要	所管
1	被災者支援義援金 (とちまる募金)	募金総額:7億3,751万712円(H23年12月末現在) 配分済額:5億9,583万円	
2	義援物資の募集(県対応)	企業や事業所から募集(H23年4月13日より一時休止)	
3	義援物資の募集(市町対応)	個人からの募集・受入相談窓口の案内 (一部、一時休止)	
4	県内被災市町への県と市町が 連携した職員派遣	罹災証明事務等への支援を行うため、H23年5月9日から、県職員 及び市町職員合計6名を支援要望があった大田原市、市貝町及 び高根沢町に派遣 ・職員派遣市町:下野市	災害対策本部
5	県外被災地への県・市町村 合同チームの派遣	義援金及び被災者生活再建支援法に基づく支援金の給付業務の 支援を行うため、県職員及び市町職員計5名を1チームとして、概 ね1週間から1ヶ月の単位で派遣 ・職員派遣市町:宇都宮市、栃木市、さくら市、上三川町、 益子町、茂木町、野木町 ・H23年5月11日～31日 岩手県釜石市 ・H23年6月1日～7月29日 岩手県大槌町	
6	緊急消防援助隊航空部隊の 派遣	ヘリによる孤立住民の救助、救急搬送及び情報収集のため、宮城 県に航空隊を派遣 ・期間:3月12日から4月7日までのうち、10日間 ・救助活動:10件 46名 ・救急活動:7件 8名 ・情報収集:3件	
7	県外被災地への保健チームの 派遣	被災地被災者への健康相談活動、心のケア等を行うため、県保 健師等2名を1チームとして、6泊7日でH23年4月30日から宮城県 亘理町へ派遣。5月30日からは県と宇都宮市の合同保健チームと して派遣 ・派遣期間:4月30日～6月29日 10チーム 21名	
8	県外被災地への 診療放射線技師の派遣	福島県からの要請に応じ、原発事故に伴う避難勧告地域への一 時帰宅者に対するスクリーニングのため、がんセンター所属の診 療放射線技師を2泊3日で派遣 ・派遣期間:H23年6月10日～7月2日	
9	DMATの派遣	DMAT指定病院に対し、県外被災地(宮城県及び福島県内)や大 田原赤十字病院への派遣を要請 ※DMAT:「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニング を受けた医療チーム」	
10	県外被災地への医師の派遣	県立がんセンターから岩手県立大船渡病院(地域がん連携拠点 病院)へ医師を派遣	保健福祉部
11	避難所等での 支援ボランティアの募集	避難所にて支援物資(食料・衣料・毛布・医療品など)の受入・配 付、清掃、避難者の受付作業 ・募集期間:H23年3月19日～4月19日	
12	歯科巡回診療車 (ルリちゃん号)の貸与	宮城県歯科医師会からの要請を受けて貸与	
13	県外被災地への 「心のケア」の派遣	被災地避難所の避難者等への心のケアを行うため、県関係機関 (精神保健福祉センター・県立岡本台病院)のほか財団法人栃木 県精神衛生協会の協力を得て、「心のケアチーム」(精神科医を含 む1チーム4名程度)を福島県相馬市へ派遣 ・派遣期間:H23年5月9日～6月17日 7チーム28名	

◎募集・協力要請等(つづき)

対象者	支援策	概要	所管
	14 県外被災地への精神科医師の派遣(心のケア)	自治医科大学附属病院が岩手県の国民健康保険藤沢町民病院に精神科医師を派遣(宮城県気仙沼市周辺で活動)。獨協医科大学病院が福島県の公立相馬総合病院に精神科医師を派遣(相馬市周辺で活動)	
	15 被災した障害者施設への介護職員の派遣	厚生労働省の調整と被災県の要請を受けて、被災した障害者施設に対して、県内の民間障害者施設の介護職員6名を派遣(被災により施設は福島県田村市から千葉県鴨川市へ避難中) ・H23年4月7日～17日、4月17日～27日	
	16 ペットの保護活動のため獣医師等の派遣	福島第一原子力発電所から半径20km圏内への住民の一時帰宅に伴い実施するペットの保護活動を支援するため、動物愛護指導センター等の獣医師等を派遣	保健福祉部
	17 視聴覚障害者等に対する手話通訳者の派遣	厚生労働省の調整と被災県の要請を受けて、手話通訳1名(とちぎ視聴覚障害者情報センター職員)を宮城県亘理(わたり)町へ派遣 ・H23年4月30日～5月6日	
	18 震災に伴う県外犠牲者の火葬の受入	宮城県、福島県及び岩手県からの要請を受け、火葬場を設置する市又は広域行政事務組合と連携し、震災に伴う犠牲者を受入	
	19 被災地(宮城県)に対するいちご苗(とちおとめ)の提供	宮城県からの要請を受け、いちご苗を提供 ・時期:H23年6月中旬、7月下旬、8月中旬、9月上旬	
	20 被災地(宮城県、福島県)への職員派遣による復旧支援	被災県の要請を受け、農地・農業用施設等の災害復旧支援のため農業土木職員を派遣 ・宮城県 仙台地方振興事務所 H23年9月1日～11月30日 1人 12月1日～3月31日 1人 ・福島県 県中農林事務所 8月30日～9月16日 6人 ・福島県 須賀川市役所 10月2日～10月31日 1人	農政部

◎風評被害対策

対象者	支援策	概要	所管
1	観光誘客活動	<p>1 とちぎ観光安全宣言(H23年4月5日)</p> <p>2 国内誘客対策</p> <p>①安全宣言PR活動(都内大手旅行代理店、首都圏の都県・政令市等)</p> <p>②観光業の支援等に関する国への緊急要望(H23年4月19日)</p> <p>③東武鉄道への観光安全宣言中吊り広告(H23年4月22日～5月8日)、主要駅へのポスター掲出(4月26日～)及びJR東日本へのポスター掲出(6月3日～)</p> <p>④「とちぎを旅して とちぎに泊まろう」(一家族・一旅行運動)キャンペーン(H23年4月22日～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特典イベント等のPR(4月27日～)</li> <li>・県内有料道路5路線無料化(4月29日～5月8日)(利用台数661,575台 対前年比161.1%)</li> </ul> <p>⑤げんき栃木!夏の観光キャンペーン(H23年7月20日～9月30日)</p> <p>⑥「栃木県観光応援プロジェクト」の実施(H23年10月14日～) ※県庁内においては、7月から「県庁観光応援プロジェクト」を実施中</p> <p>⑦「栃木県観光振興・復興県民会議」の設立 H23年12月19日、第1回会議開催。県民や全国に向けたメッセージを決議したほか、国への要望事項を取りまとめた。</p> <p>⑧「やすらぎの栃木路」冬の観光キャンペーン (H23年12月1日～H24年2月29日)</p> <p>⑨各種フェア・イベントの開催等</p> <p>ア)がんばろう!とちぎの観光フェアの開催 (H23年4月17日 佐野)</p> <p>イ)がんばろう日本!とちぎの観光と農産物フェアの開催 (4月22日・23日 池袋)</p> <p>ウ)北関東3県「茨城・栃木・群馬の物産と観光展」の開催 (4月28日～5月5日 水戸)</p> <p>エ)がんばろう日本!とちぎ観光物産フェアin大黒PA (5月3日・4日 大黒PA)</p> <p>オ)JR東日本「応援産直市」 (5月3日～7日 JR上野駅・秋葉原駅・大宮駅)</p> <p>カ)東北・関東エリア応援企画「大応援物産フェア」の開催 (5月23日 丸ビル)</p> <p>キ)ファベックス2011「特設展示コーナー」への出展 (6月1日～3日 幕張メッセ)</p> <p>ク)北関東3県「栃木・茨城・群馬の物産と観光展」の開催 (6月1日～6日 宇都宮)</p> <p>ケ)東日本復興イベント (6月4日～5日 上野)</p> <p>コ)食べて応援しよう!東日本野菜フェア (6月10日 東京 丸の内)</p> <p>サ)県民の日記念イベント「とちぎの観光と物産フェア」 (6月14日～20日 小山)</p> <p>シ)東日本復興支援イベント (6月18日～19日)</p> <p>ス)佐野プレミアムアウトレット観光PR (7月3日 佐野)</p> <p>セ)栃木へ来らせ!フェア (7月23日・24日有楽町駅前、7月30日・31日横浜公園)</p> <p>ソ)日光夏祭 (7月30日 日光市内)</p> <p>タ)2011サマーフェスティバルin海ほたる (8月4日 東京湾アクアライン 海ほたるPA)</p> <p>チ)第14回栃木・福島の物産と観光展 (8月25日～30日 船橋市 東武百貨店船橋店)</p> <p>ツ)インディジャパン ザ ファイナル 観光物産PR (9月17日～18日 ツインリンクもてぎ)</p> <p>テ)とちぎ“食と農”ふれあいフェア2011 (10月15日～16日 栃木県庁・周辺施設)</p> <p>ト)オータムフェスティバル2011 (10月16日 国営ひたち海浜公園)</p>	農政部 産業労働観光部 県土整備部

◎風評被害対策(つづき)

対象者	支援策	概要	所管
	観光誘客活動(つづき)	<p>ナ) とちぎのいいものステーション2011 (10月18日～19日 メトロポリタンプラザビル(JR池袋駅直結))</p> <p>ニ) 食べて応援しよう! 東日本野菜フェア (10月20日 東京海上日動ビル本館1階外部テラス)</p> <p>ヌ) 第25回青山まつりよみがえれ日本 (10月22日～23日 青山通り)</p> <p>ネ) 地方銀行フードセレクション2011 (11月1日～2日 東京ビックサイト)</p> <p>ノ) 秋の大応援物産フェア (11月4日 丸ビル1階マルキューブ)</p> <p>ハ) スポレク“エコとちぎ”2011 (11月5日～6日 県総合運動公園)</p> <p>ヒ) 被災地復興支援観光物産PR展 (11月6日 東京都庁議会棟前屋外広場)</p> <p>フ) 「がんばろう! 栃木」復興応援セールin小山 (11月17日～20日 イオン小山店)</p> <p>ヘ) 応援工芸市 (11月19日～21日 JR秋葉原駅改札内)</p> <p>ホ) Enjoy Honda MOTEGI 2011 (11月23日 ツインリンクもてぎ)</p> <p>マ) 地域力宣言2011 ニッポン観光物産展 (11月25日～27日 池袋サンシャインシティ)</p> <p>ミ) ぐんま・とちぎ・いばらき観光物産展～inグリーンドーム前橋～ (11月26日～27日 グリーンドーム前橋)</p> <p>ム) 2011東武ファンフェスタ (12月4日 東武鉄道南栗橋車両管区(車両工場))</p> <p>メ) 「やすらぎの栃木路」冬の観光キャンペーンPRイベント (12月18日 イオンモール羽生)</p> <hr/> <p>3 インバウンド(外国人誘客対策)事業</p> <p>①外国人留学生を対象とした視察旅行の実施 (H23年5月31日～6月1日 1泊2日 日光)</p> <p>②駐日大使館員 日光・鬼怒川温泉ツアー(H23年6月25日～26日)</p> <p>③平成23年度中国青年代表団第2陣・メディア分団 (中国メディア34社)に対する観光PR(H23年8月26日)</p> <p>④台湾誘客プロモーション(H23年8月29日～9月1日)</p> <p>⑤中国誘客プロモーション(H23年12月6日～10日)</p>	<p>農政部</p> <p>産業労働観光部</p> <p>県土整備部</p>



◎風評被害対策(つづき)

対象者	支援策	概要	所管
	2 外国人誘客における風評被害を払拭するための情報発信	①県ホームページ等の活用による県内在住外国人のメッセージ発信(H23年5月14日掲載) ②在県外国人等から海外へのメッセージ発信依頼(知事コメント添付) ・依頼先:在県外国人、県内に本社を有する企業、在外の本県関係者〔栃木友人会、県企業人会、とちぎ未来大使、栃木県人会、(財)自治体国際化協会(含7海外事務所)](H23年4月27日～)	産業労働観光部
	3 農産物の安全性PR活動の実施・支援	1 県内外におけるキャンペーンの実施 (1)県内 ①「がんばろう栃木の農産物フェア」9回 (県庁内:3/30、4/18、5/18、6/15、7/15、8/10、9/16、11/18、12/16) ②とちぎ食の回廊キャンペーン (県内道の駅等:4/29～5/15)など ③「とちぎ食の回廊ツアーコンベンション」 (茂木町・那須烏山市・那珂川町・市貝町:6/23) ④NEXCO東日本「食べて元気だ! 栃木産～とちぎの元気な農産物フェア」(佐野SA:6/4、那須高原SA、上河内SA、佐野SA:7/10) ⑤「がんばろう日本! 元気はとちぎから 栃木は安全安心」(栃木SCコラボ企画 県グリーンスタジアム:8/21、11/26) ⑥NEXCO東日本等「とちぎ食の回廊キャンペーン」みぶハイウェイパーク、上河内SA、佐野SA:9/17、なかがわ水遊園:9/18) ⑦栃木の牛肉・米 安全安心キャンペーン 県段階:県庁内:9/16、県総合運動公園(全国スポレク):11/5、宇都宮市食肉市場:12/3 市町・JA段階:9/16～10/2にかけ32回、延べ42日間実施 ⑧とちぎ“食と農”ふれあいフェア2011(県庁:10/15～16) ⑨いい夫婦の日にショートケーキを贈ろうキャンペーン(県庁:11/22) 2 情報発信 ・県庁ホームページによる農産物の安全性などに関する情報発信 ・ウェブサイトを活用した農産物の安全性PR ・農産物の安全性PRポスター及びチラシの作成 ・下野新聞における農産物安全性PR広告の掲載 ・「田園風景百選」「食の回廊」などを活用したTV番組(在所一番、女子チャリ)による農産物の安全安心及び誘客促進PR 3 リスクコミュニケーション 放射線に関する正しい知識を普及啓発する講演会(リスクコミュニケーション)の実施(5/26～7/26、12/1、12/21)など	農政部 産業労働観光部
	4 「とちぎは安全安心」マグネットステッカー	とちぎの「空気」「水」「食べもの」の安全安心をPRするマグネットステッカーを作成し、県公用車などでPR ・6月中旬から県職員生活協同組合において、大(A3)、中(A4)、小(A4横半分)の3種類を販売 平成23年8月25日現在の実績 3種類合計 1,562枚	復興推進本部

とちぎは安全安心マグネットステッカー



◎企業活動への支援等

対象者	支援策	概要	所管
被災した 中小 企業者	1 「東北地方太平洋沖地震 緊急対策資金」の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震により直接被害を受けた者が対象</li> <li>・融資限度額 8,000万円(運転資金・設備資金)</li> <li>・融資利率 1.4%以内(保証付き)</li> <li>・融資期間 10年以内(うち据置1年以内)</li> <li>・H23年3月17日創設～6月30日終了</li> <li>・H23年6月30日現在 保証承諾ベース 119件 13億7,747万円</li> <li>* H23年7月1日から「東日本大震災復興緊急資金」へ移行</li> </ul>	産業労働観光部
	2 「東日本大震災復興緊急資金」 の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災により直接被害又は間接被害を受けた者が対象</li> <li>・融資限度額 5,000万円(東日本大震災復興緊急保証関連) (設備資金・運転資金) 8,000万円(災害関係保証関連) (設備資金・運転資金)</li> <li>・融資利率 1.3%以内(保証付き)</li> <li>・融資期間 10年以内(うち据置2年以内)</li> <li>・H23年7月1日創設</li> <li>・H23年12月29日現在 保証承諾ベース 1,297件 189億6,509万5千円</li> </ul>	
	3 「経営安定資金 (基盤強化融資)」の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後、間接的な被害を受け、売上げが減少した者が対象</li> <li>・融資限度額 5,000万円(運転資金)</li> <li>・融資利率 1.6%以内(保証付き)</li> <li>・融資期間 10年以内(うち据置1年以内)</li> <li>・H23年4月1日から適用</li> <li>・H23年12月29日現在 保証承諾ベース 682件 63億2,744万8千円</li> </ul>	
	4 県制度融資における 融資期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業季節資金を除く、県制度融資の全資金について5年を限度に融資期間の延長が可能</li> <li>・H23年3月28日から適用</li> <li>・H23年11月30日現在 保証承諾ベース 322件 15億7,581万9千円</li> </ul>	
	5 特別相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者への特別相談</li> <li>・H23年3月14日設置</li> <li>・H23年12月31日現在 700件</li> </ul>	
	6 震災復興商談会・ 受注確保相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災により受注が減少している中小製造業者を対象に商談会、受注確保相談事業を実施</li> <li>・震災復興商談会 H23年7月8日(発注企業34社、受注企業80社)</li> <li>・震災復興ミニ商談会 H23年6月16日(発注企業2社、受注企業10社)、 9月12日(発注企業2社、受注企業14社)、 11月18日(発注企業2社、受注企業5社)</li> <li>・震災復興受注確保特別相談窓口設置(H23年4月25日設置) H23年12月31日現在 受注確保相談 175件</li> </ul>	
被災した 企業	7 被災企業に対する 工場等再建支援窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等再建に係る行政手続きのワンストップサービス</li> <li>・新增設、設備入替等に係る支援制度の紹介</li> <li>・工業団地内空き区画、工場跡地、空き工場等の紹介</li> <li>・県内金融機関の紹介等</li> <li>・H23年4月27日設置</li> <li>・H23年12月31日現在 相談18件</li> </ul>	産業労働観光部
	8 企業立地・定着補助金の生産 設備の補助率算定に係る「被災 企業特認制度」の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業立地・集積促進補助金」及び「産業定着集積促進支援補助金」の補助要件に適合する被災企業の県内立地等についての特例措置</li> <li>・被災企業については、土地、建物、生産設備に係る投資額の下限なく生産設備相当分の5%を補助</li> <li>・H23年12月31日現在 事前届1件</li> </ul>	
	9 工業団地賃貸特例制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災企業が工業団地を取得・賃借する場合の支援</li> <li>・対象企業 災害救助法適用市町村の被災企業</li> <li>・対象団地 企業局・土地開発公社の6団地</li> <li>・主な措置 当初2年間の経費負担軽減</li> <li>・H23年12月31日現在 相談1件(企業局)</li> </ul>	総合政策部 企業局



◎企業活動への支援等(つづき)

対象者	支援策	概要	所管
被災した 農漁業者	10 「栃木県農漁業災害対策特別措置条例」の適用	・農作物等被害 16.2億円(H23年6月10日現在) ・支援内容 生産を維持管理するための助成措置 資金の融通を円滑にするための措置 (災害経営資金、施設復旧資金)	農政部
	11 「がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金」の拡充	・農漁業経営に必要な運転資金を融通し、経営安定を図る ・貸付限度額 500万円→1,000万円 ・償還期限 3年以内(据置1年)→5年以内(据置2年) ・貸付枠 10億円→30億円 ・実質貸付利率 無利子	
	12 出荷制限を受けた肥育農家の支援	・出荷遅延牛を対象とした飼料代の支援 ・汚染稲わら等の適正管理のための経費の助成	
	13 原発事故により被害を受けた農業者の損害賠償への支援体制の整備	・原子力農業損害対策チーム(農政部関係課職員5名で構成)を設置 ・JAグループによる協議会が行う損害賠償請求を支援 ・各農業振興事務所相談窓口設置	

◎その他

対象者	支援策	概要	所管
県全体	1 オール栃木節電取組方針	今夏の電力需給対策として、県民、事業者、行政が一丸となって節電に取り組む ・全県目標:ピーク時使用電力15%削減 (ただし病院、高齢者世帯などではできる範囲で協力) ・県有施設:ピーク時使用電力20%以上削減 ・本県独自の試行的な取組:節電トライアルの実施(H23年6月22日) ・家庭における節電:「とちぎ発」節電アクション大作戦の実施	環境森林部
県内 企業者等	2 再生可能エネルギーの利活用促進	①再生可能エネルギー利活用促進検討会の設置(H23年6月23日) ・コアメンバーとして庁内8課で構成 ・テーマ毎に分科会を設置(必要に応じて関係課を加える) ②とちぎ再生可能エネルギー有識者会議の設置(H23年7月11日) ・学識経験者、エネルギー関係者、地域経済関係者等で構成 ③メガソーラーの推進 ・メガソーラー候補地を広く募集・公表し、発電事業者を募集	環境森林部
	3 計画停電の適切な実施	企業の安定的な生産活動に支障をきたす計画停電の適切な実施について国に緊急要望 ・H23年3月17日、25日、30日	産業労働観光部
	4 産業界の節電支援	①とちぎ産業節電サミットの開催及び「とちぎ節電対策宣言」の採択(H23年5月23日) ②電力需給対策(節電・省エネ)セミナー及び節電機器の展示会の開催(関東経済産業局等との共催)(H23年5月25日宇都宮市) ③小口需要家(小規模事業者等)向け節電・省エネ対策セミナーの開催 (H23年6月20日 栃木市、22日 宇都宮市、23日 大田原市) ④商工団体の経営指導員等を対象とした節電指導研修会の開催(H23年7月1日、4日、5日) ⑤商店街向け節電セミナーの開催(H23年6月21日 宇都宮市)	
県内 医療機関	5 計画停電に当たっての医療機関への配慮	計画停電の実施に伴う医療機関への配慮について、国及び東京電力株式会社社長に対し、緊急要望を実施 ・H23年3月23日	保健福祉部

## 東日本大震災に関する緊急要望に対する措置状況

No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
1	3月15日	計画停電の適切な実施とガソリン・重油等の安定供給の確保に関する緊急要望	①計画停電の実施については、住民生活の影響を極力軽減すること ②ガソリン・重油等の安定供給に向けた対策を早急に講じること	①4/8から計画停電は不実施 ②民間石油備蓄の放出(3/14,21)、緊急重点SSリストの通知(3/18)
2	3月17日	燃料等の安定供給及び計画停電の適切な実施等に関する緊急要望	①燃料の安定供給のための対策を早急に講じること ②実施時間帯については固定し、通電時間を20時間/日を下回らないようにすること ③今後の中小企業の生産活動への影響に対し、支援策を講じること	①上記No.1②に同じ ②上記No.1①に同じ ③補正等で各種対策あり
3	3月17日	計画停電の適切な実施に関する緊急要望	実施時間帯については固定し、通電時間を20時間/日を下回らないようにすること	上記No.2②に同じ
4	3月17日	ごみ・し尿の収集・処理業務に必要な石油系燃料の優先配分に係る緊急要望	市町村等のごみ・し尿の収集・処理業務に対して、施設運転に必要な石油系燃料を優先配分すること	上記No.1②に同じ(その後まもなく正常化し、優先配分の必要性はなくなった)
5	3月20日	東北地方太平洋沖地震に伴う農業者等への支援に関する緊急要望	①農協等共同利用施設及び農地・農業用施設等の災害復旧について、速やかに支援措置を講じること ②燃料の安定供給のための対策を早急に講じること	①災害復旧事業等により共同利用施設(44施設)、農地・農業用施設(159カ所)査定済 ②上記No.1②に同じ
6	3月21日	福島第一原子力発電所災害に伴う農産物の出荷制限に係る農業者等への支援に関する緊急要望	①飲食摂取にかかる適切かつ正確な情報を提供し、周知を図ること ②出荷制限された農産物を生産する農業者に対して、補償等適切な支援措置を講ずること ③出荷制限された農産物の制限解除に向けて、定期的にモニタリング調査を実施すること ④風評被害対策を講じること	①食品安全委員会は、暫定規制値を当面維持することが適当とする見解を示し(3/29)た。その後、放射性物質の食品健康影響評価結果を取りまとめ(10/27)。翌日厚生労働大臣が新たな基準値について薬事・食品衛生審議会あて諮問、同審議会が新基準案を提示(12/22)。パブコメ等を実施後、平成24年4月1日から適用予定 ②東京電力への請求額の約9割が支払済(仮払い等含む) ③出荷制限の設定・解除ルールが示される(4/4、一部改正6/27)とともに、国の指定品目等は国の費用負担による検査、その他一部助成により県独自にモニタリング検査を実施。なお、現在は機動的な検査実施体制を確保するため、モニタリング検査に係る全ての分析を県で実施。また、国は、県及び市町等による簡易分析器の整備に対し、貸与・補助等により支援 ④「食べて応援しよう！」キャンペーンの実施
7	3月23日	計画停電の実施に伴う医療機関への配慮に関する緊急要望	医療機関については、計画停電の対象とせず、安定的な電力提供を行うこと	県内5か所の救急救命センターについて、3/26から計画停電の対象外とする旨が通知された
8	3月24日	福島第一原子力発電所災害に伴う農業者等の不安解消に関する緊急要望	①放射線物質が暫定規制値以上検出された農産物の処理方法を具体的に示し、情報提供すること ②農地や農業用水について土壌や水質の放射線物質の基準値を早急に示し、定期的にモニタリング調査を実施すること	①処理方法が示され農水省HPに公開 ②農地土壌については、水稻作付のための基準値を設定、農地土壌の放射性物質濃度調査を実施

No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
9	3月25日	計画停電の実施に伴う本県教育関係機関等への配慮に関する緊急要望	①計画停電の実施予定をできるだけ早く提供すること ②夜間に授業を行う教育関係機関等に対し配慮願いたいこと	上記No.1①に同じ
10	3月25日	計画停電の適切な実施等に関する緊急追加要望	①企業の生産活動の実情に応じて、通電と停電を数日のスパンで切り替える方式等を導入すること ②災害復旧中の企業に対しては、最低限必要とする電力を時間帯を固定して供給すること	上記No.1①に同じ
11	3月25日	JR両毛線の運転再開に関する要望	①JR両毛線について、1日も早く運転再開すること ②早期の運転再開が困難な場合には、代替輸送手段を確保すること	JR両毛線については、3/31に全線での運転が再開された
12	3月26日	飲用水に関する統一指針の策定及び飲用水等の放射能汚染に関する規制値の早期設定を求める緊急要望	①食品衛生法の暫定規制値を超えた場合の飲用水の摂取制限について、国としての統一指針を早急に定めること ②食品健康影響評価を早急に実施し、結果を踏まえ食品中の放射線濃度に関する規制値を直ちに定めること	①摂取制限の要否の判断等を含んだ水道水中の放射性物質のモニタリング方針が、国から示された(4/4付) ②食品安全委員会は、暫定規制値を当面維持することが適当とする見解を示し(3/29)、その後、放射性物質の食品健康影響評価結果を取りまとめ(10/27)。翌日厚生労働大臣が新たな基準値について薬事・食品衛生審議会あて諮問し、同審議会が新基準案を提示(12/22)。今後パブコメ等を実施後、H24年4月から食品衛生法第11条に基づく食品の規格基準で新たな基準値を設定予定
13	3月28日	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う緊急要望書	①食品健康影響評価を早急に実施し、結果を踏まえ食品中の放射線濃度に関する規制値を直ちに定めること ②農畜産物等の安全性を体系的に確保できるよう、国において制度及び体制の整備を図ること。その際、都道府県と十分に協議すること ③農畜産物において暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合であっても、出荷(摂取)制限地域について、都道府県単位ではなく地域ごと又は栽培形態(露地、ハウスなど)ごとのデータに基づき一定の地域等の範囲を都道府県と協議の上、適切に設定すること ④原子力災害対策特別措置法に基づく農畜産物の出荷等を制限する品目や区域の解除の判断基準についても早急に決定すること ⑤農畜産物や飲料水に対する放射能測定の結果、安全性が確認された場合には、風評被害の防止に努めること	①上記No.12の②に同じ ②国の指定品目等は国の費用負担による検査、その他一部助成により県独自にモニタリング検査を実施。なお、現在は機動的な検査実施体制を確保するため、モニタリング検査に係る全ての分析を県で実施。また、国は、県及び市町等による簡易分析器の整備に対し、貸与・補助等により支援 ③、④出荷制限の設定・解除ルールが示される(4/4、一部改正6/27)とともに、自治体等による出荷管理の担保により、合理的な制限区域等の設定が可能となるよう運用されている ⑤「食べて応援しよう！」キャンペーンの実施

No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
14	3月30日	東北地方太平洋沖地震に係る緊急要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害復旧等に要する費用への財政援助</li> <li>②学校及び児童生徒への支援並びに文化財修復</li> <li>③計画停電の実施に伴う医療機関への配慮</li> <li>④医療機関や社会福祉施設等の早急な復旧</li> <li>⑤飲用水に関する統一指針の策定及び飲用水等の放射能汚染に関する規制値の早期設定</li> <li>⑥農業用施設の復旧等に係る農業者等への支援</li> <li>⑦福島第一原子力発電所災害に伴う農業者等への支援</li> <li>⑧県民の移動手段確保</li> <li>⑨災害復旧事業等を円滑に進めるための燃料や資機材の確保</li> <li>⑩ごみ・し尿の収集・処理業務に必要な石油系燃料の優先配分</li> <li>⑪被災林地・林道施設の復旧</li> <li>⑫地震及び福島第一原子力発電所災害に伴う特用林産物生産者への支援</li> <li>⑬災害により大量に発生した瓦等の廃棄物の円滑な処理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①、②東日本大震災財特法の制定(5/2)、復旧・復興対策を盛り込んだ平成23年度補正予算の成立(第1次 5/2、第2次 7/25、第3次 11/21(第4次は12/20閣議決定))</li> <li>③万が一の計画停電時にも通電される医療機関として県内22病院を決定公表(8/5)</li> <li>④補正予算により国庫補助率の引き上げ等がなされた【医療施設】国庫補助率の引き上げ(1/2→2/3)、【社会福祉施設】補助対象経費の拡大、補助率の引き上げ等。(独法)福祉医療機構の融資に関し、貸付利率一定期間無利子、融資率100%とする等の優遇措置の実施</li> <li>⑤水道水中の放射性物質のモニタリング方針が国から示され(4/4日付)、食品衛生法の暫定規制値を指標とすることが継続された。H24年4月から食品衛生法第11条に基づく食品の規格基準で新たな基準値を設定予定</li> <li>⑥芳賀台地地区については国直轄災で対応、県及び市町村の起債充当率1割増</li> <li>⑦上記 No.13の措置状況に同じ</li> <li>⑧、⑨具体的な措置は講じられなかったが、課題は解消された</li> <li>⑩上記No.4の措置状況に同じ</li> <li>⑪1次補正分として被災林地の復旧に244,500千円の財政措置(7/6付交付決定)、3次補正分として281,500千円の財政措置(11/21付内示(内165,000千円1/13付交付決定))。林道施設に関し、事業費152,322千円が決定(7/2付)</li> <li>⑫補助制度創設に関しては未実施。風評被害の補償については、一部が措置されている</li> <li>⑬届出により産業廃棄物処理施設で処理できる範囲が省令改正(5/9)で拡大され、災害がれきの安定型産業廃棄物最終処分場への埋立処分が可能となった。また、5月の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金制度の改正や東日本大震災財特法の制定等により、市町等の災害廃棄物処理費用の殆どを国が負担する制度に変わった</li> </ul>
15	3月30日	計画停電の適切な実施等に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>①実施時間帯については固定し、通電時間を20時間/日を下回らないようにすること</li> <li>②企業の生産活動の実情に応じて、通電と停電を数日のスパンで切り替える方式等を導入すること</li> <li>③実施については、事前周知を十分にすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～③上記No.1①に同じ</li> </ul>
16	4月19日	福島第一原子力発電所事故に伴う観光業への支援等に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>①過度な自粛ムードや風評被害の払拭に向けて、国民へ明確なメッセージを発信するとともに、宿泊需要の拡大に向けた抜本的な対策を講じること</li> <li>②観光に携わる事業者が受けた原子力発電所事故による風評被害について、国の責任において適切な補償措置を講じること</li> <li>③外国人観光客の誘客に強力に取り組むこと</li> <li>④観光業者等の業績が急激に悪化しており、資金繰り対策が喫緊の課題となっていることから、国においては平成23年度第一次補正予算において、一刻も早い公的融制度の拡充対策を講じること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①観光庁が国内旅行振興キャンペーンを開始(4/21)。また、内閣府が「復興アクション」キャンペーンを開始(4/28)、風評に惑わされないこと、過度な自粛をやめること等を呼びかけた</li> <li>②文科省の審査会が「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」をとりまとめ、観光業の風評被害について、本県は相当因果関係が認められる地域とされた(8/5)</li> <li>③4月以降、観光庁長官が直接東アジア・東南アジア各国を訪問するとともに、外国人著名人によるメッセージ発信、「Visit Japan おもてなしキャンペーン」、視察旅行等様々な事業を展開している。また、平成24年度観光庁予算案に「東北・北関東インバウンド再生緊急対策事業」(新規)が盛り込まれた</li> <li>④直接被害だけでなく、間接被害を受けた中小企業者への対策として、「東日本大震災復興緊急保証」制度を創設した(5/2成立)</li> </ul>



No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
17	4月20日	緊急雇用創出事業の要件緩和に関する要望	①対象となる失業者に、災害救助法適用地域以外の県内の全ての市町に居住している求職者等も含めること ②今回の「震災対応分野」の追加に伴う交付金については早急に交付を行うこと	①災害救助法適用地域に関係なく、平成23年3月11日以降に離職した失業者も対象とされた(11/21) ②7/27付けで6億円の交付決定が行われた
18	4月22日 (東電) 4月26日 (国)	夏場の電力需給対策における医療機関への配慮に関する緊急要望	①県内の医療機関については、電力使用制限の対象としないこと ②大口需要家である病院については、柔軟に対応すること	万が一の計画停電時にも通電される医療機関として、県内22病院が決定公表された(8/5付)
19	4月25日 (東電) 4月26日 (国)	夏場の電力需給対策における水道等県民生活に直結する事業、施設等への配慮に関する緊急要望	①本県内の水道事業者、社会福祉施設及び火葬場等については、電力使用制限の対象としないこと。 ②大口需要家である施設等については、柔軟に対応すること	需要抑制値は前年比15%減となり、大口需要家の水道及び火葬場等においては、それぞれ5%減、10%減の電力使用制限緩和措置がとられた(5/13付)
20	4月28日	福島第1原子力発電所災害に伴う牧草の生産・利用に関する緊急要望	①放牧の自粛や、牧草の廃棄が必要となった場合には、補償を確実にを行う対応をとること ②代替飼料の供給体制の確保について、輸入粗飼料関係業者に対し円滑な輸入が確保できるよう働きかけること ③調査に要する経費については、すべて国の負担とすること	①東京電力への請求額の約9割が支払済(仮払い等含む) ②代替飼料は確保されている ③国庫1/2のみ助成
21	5月10日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく特定被災地方公共団体の追加指定に関する緊急要請	県内全市町村が必要な財政援助を受けられるよう、速やかに特定被災地方公共団体の追加指定を行うこと	「被災者等に対する特別の財政措置の対象となる区域」として、佐野市が追加指定された(8/17公布)
22	5月10日	高濃度の放射性物質が検出された一般廃棄物及び産業廃棄物の基準等に関する緊急要請	①高濃度の放射性物質が検出された一般廃棄物及び産業廃棄物の基準及び処理方法を示すこと。 ②高濃度の放射性物質が検出された一般廃棄物及び産業廃棄物を再生利用した製品の安全基準を示すこと	①放射性物質の濃度基準に応じた廃棄物の処理方法が示されるとともに、放射性物質に汚染された廃棄物を国が処理する放射性物質汚染対処特措法が成立(8/26)、平成24年1月1日から全面施行となった ②放射性物質が検出された廃棄物を再生利用した堆肥、セメント等の製品について、再生利用の考え方が示された

No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
23	5月11日	放射性物質が検出された下水汚泥等の安全な取扱いの早急な策定に関する緊急要望	①放射性物質を含む下水汚泥等の安全な処理方策 ②搬出した下水汚泥、焼却灰等の安全な取扱いのための方策 ③処理作業員の安全確保のための方策 ④上記に伴う財政的支援	①～③『放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方』についてが提示された(6/16付)。また、平成23年8月30日に放射性物質汚染対処特措法、また、12月14日に同法施行規則が公布され(平成24年1月1日全部施行)、保管、収集・運搬、処理について基準化された ④未実施。なお、東京電力による補償対象として、政府指示等に基づく営業損害及び検査費用(物)が位置付けられた(8/5付中間指針)。また、特措法で、放射能測定、指定廃棄物の保管、収集・運搬、処分に関する財政措置が位置づけられた
24	5月13日	医療機関や社会福祉施設等の早急な復旧支援に関する緊急要望	医療機関や社会福祉施設等に対する国庫補助制度のさらなる拡充や対象経費の拡大ならびに申請手続きや工事の早期着工などの弾力的な運用等により、地方自治体及び補助事業者の負担軽減を図ること	【医療施設】新たな対応は現時点で未実施 【社会福祉施設等】 「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」(8/11付通知)により、補助対象経費の拡大、補助率の引き上げ等の措置がなされた(5/2日付に遡及) 「平成23年度子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金の交付について」(6/15付通知)により子育て支援サービスに係る事業所に対する補助が拡充された
25	5月13日	災害時における高齢者等に対する介護の位置付けの見直しに関する緊急要望	災害救助法において「介護」を医療と同様に位置づけ、費用面を含めて必要な措置を講ずるとともに、介護に必要な物資の供給体制の確立に向けた施策を早急に充実させること	当面の措置として派遣された介護職員の旅費等は、災害救助費から支給されている
26	5月20日	放射性物質が検出された下水汚泥等の安全な取扱い方策にかかる緊急要望	①「福島県内の下水処理副次産物の取扱いに関する考え方について」に示されている取扱い基準等と同様のものを示すこと ②コンポスト(肥料)及び溶融スラグ等における取扱い基準を早急に決定するとともに、脱水汚泥・焼却灰等の安全な取扱い及び明確な処分方法を示すこと ③処理作業員の安全確保のための方策を示すこと ④上記に伴う財政的支援を行うこと	上記 No.23に同じ
27	5月25日	福島第一原子力発電所事故に伴う学校等の校舎・校庭等における安全・安心の確保に関する緊急要望	①校庭等の土壤に含まれる放射性物質の基準値を示すとともに、基準値を上回る土壤等の処理方針を明確に示すこと ②長期にわたるモニタリング体制を構築すること ③県内の空間放射線量率の監視体制を整備するとともに、各種調査及び土壤等の処理等に要する費用に係る財源を十分に確保すること	①平成24年1月1日から放射性物質汚染対処特措法が全面施行され、汚染状況重点調査地域(空間放射線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ )については、市町村が除染実施計画を策定し、国の財政負担により除染等を実施することとなった。中間貯蔵施設については、大量の除去土壌等が発生する福島県にのみ確保するとしている ②一部実施(2次補正) ③財源を一部確保(6/30) 「東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について」(H23.10.31付通知)により、児童福祉施設等の土壌処理事業実施要綱が通知された(災害査定については未実施)。

No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
28	5月31日	原子力事故の賠償等に関する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 賠償等に関する指針の策定に当たっては、長期的な視点に立って起こりうる被害等についても確実に指針に盛り込むこと</li> <li>② 営業的損害等について、その被害を幅広くとらえ、賠償等の対象とすること</li> <li>③ 指針は段階的に順次策定していくとともに、その時期を明確にすること</li> <li>④ 栃木県内での被害について、事故発生県と区別することなく、同一の被害内容については、同一の基準により公平に賠償等を行うこと。</li> <li>⑤ 被害者や被害自治体の意見を十分に聞くとともに、その実情を正確に把握すること。</li> <li>⑥ 地方公共団体が負担した一切の対策費用についても、賠償等の対象とし、責任を持って負担すること。</li> <li>⑦ 原子力事故による新たな被害が発生する可能性のある情報については、国民はもとより地方公共団体に対し、適正に情報提供すること。</li> <li>⑧ 上記項目の対応に当たっては、現行法の枠組みにとらわれることなく、被害者の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。</li> </ul>	原子力損害賠償紛争審査会の指針作成にあたって、要望内容は概ね反映されているが、⑥地方公共団体が負担した費用の賠償等については、一部の損害(民間事業者と同様の立場で行う事業)について、国と東京電力の間で基準等の調整が行われている項目もあるが、全体的な賠償等については、未だ明確に示されていない
29	6月9日	福島第一原子力発電所事故に伴う水道水における安全・安心の確保に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国において、長期にわたる水道水のモニタリング体制を構築し、検査体制の拡充を図ること</li> <li>② 当該調査に要する経費については、全額国庫負担とすること</li> <li>③ 浄水汚泥に含まれる放射性物質に係る基準値について、速やかに明示するとともに、当該基準値を上回る浄水汚泥が確認された場合の処理方針についても明確にすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 分析機関の紹介にとどまっている</li> <li>② 国庫負担でなく、東京電力による補償対象として、政府指示等に基づく検査費用(物)が位置付けられた(8/5付中間指針)</li> <li>③ 国より浄水汚泥の取扱いに関する考え方が示され(6/16付)、処分場への埋立処分の基準値が示された。放射性物質汚染処理特措法が施行(H24.1.1付)され、8,000Bq/kgを超える浄水汚泥については、国で処理するものとされた</li> </ul>
30	6月9日	児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応についての緊急要望	児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応として、国が福島県に対して示した対応と同様な対応を隣接県である本県に対しても講じること	「保育所等の園舎・園庭等の線量低減について」(8/26付通知)により、線量基準及び当面の低減措置の指針が示され、土壌処理費用への財政支援が確保された。その後、平成24年1月1日から放射性物質汚染対処特措法が全面施行され、汚染状況重点調査地域(空間放射線量率が0.23 $\mu$ Sv/h)については、市町村が除染実施計画を策定し、国の財政負担により除染等を実施することとなった

No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
31	6月29日	東日本大震災に関する提案・要望について	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子力災害対策に係る総合的な体制の整備について</li> <li>②環境モニタリング体制の拡充等について</li> <li>③母乳に含まれる放射性物質に対する対応の強化について</li> <li>④観光に対する風評被害払拭に向けた長期継続的な取組について</li> <li>⑤海外向けに輸出される食品等に関する証明書発行事務について</li> <li>⑥工業製品に関する放射線の安全確認について</li> <li>⑦長期的視点に立った農産物等の安全性確保対策について</li> <li>⑧放射性物質が検出された上下水処理等福次産物の処理について</li> <li>⑨東日本大震災の復旧・復興にかかる地方財政措置について</li> <li>⑩緊急雇用創出事業の継続及び被災者対応事業の要件緩和について</li> <li>⑪雇用調整助成金及び被災者雇用開発助成金の要件緩和について</li> <li>⑫直接又は間接に被害を受けた中小企業者へ支援について</li> <li>⑬被災者の住宅再建に対する支援について</li> <li>⑭被災した第3セクター鉄道への新たな支援制度の創設について</li> <li>⑮被災文化財の保存修理に対する支援の創設について</li> </ul>	<p>①防災計画は検討に着手、資機材整備については補正予算により一部実施、土壌・プールの基準に関しては、プールの基準が示されたものの、処理方針は未措置</p> <p>②今後の対策の検討に資するために「総合モニタリング計画」を策定し、きめ細かくて抜け落ちのないモニタリングを実施し、一体的でわかりやすい情報提供をする方針を示した。また、第2次補正により、モニタリングポストやゲルマニウム半導体検出器などの測定機器を各県に増設することにした</p> <p>③母乳に含まれる放射性物質に対する対応の強化については未実施。母乳に含まれる放射性物質濃度に関しては、食品に含まれる放射性セシウムの規格基準(案)乳児用食品50Bq/kgが放射線審議会に諮問された(H23.12.27)。</p> <p>④メッセージ発信及び外国人誘客に関しては、No.16①、③に同じ。高速道路無料化に関しては未実施</p> <p>⑤国の事務となっていない</p> <p>⑥補正予算により輸出品の放射線測定検査に要する経費の補助制度を創設</p> <p>⑦モニタリング検査に関し、国の指定品目等は国が費用負担、その他の県独自検査費用は一部助成。なお、現在は機動的な検査実施体制を確保するため、モニタリング検査に係る全ての分析を県で実施。また、国は、県及び市町等による簡易分析器の整備に対し、貸与・補助等により支援。農産物輸出再開に関しては、証明手続きが策定されたものの、主要輸出先である香港等は再開していない。移行低減技術は県との共同試験を実施</p> <p>⑧国の技術的支援、財政支援策及び処分場確保に関しては未実施。なお、東京電力による補償対象として、政府指示等に基づく営業損害及び検査費用(物)が位置付けられた(8/5付中間指針)</p> <p>⑨普通交付税の前倒し交付(4/1、6/8、9/16)、特別交付税の特例交付(4/8、9/20)。補正予算の地方負担分及び減免による減収等は震災復興特別交付税による</p> <p>⑩一部平成25年度まで事業実施が可能となり、また、災害救助法適用地域に関係なく、平成23年3月11日以降に離職した失業者も対象とされた(11/21)</p> <p>⑪雇用調整助成金については、災害救助法適用地域に関係なく確認期間の要件などが緩和された(10/7)。被災者雇用開発助成金については未実施</p> <p>⑫中小企業者向け支援策である「東日本大震災復興緊急保証」の期間延長について、H24予算案に反映</p> <p>⑬～⑭未実施</p> <p>⑮国の意向を受け「公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団」において、被災文化財の救済事業を実施</p>
32	7月8日	医療施設における自家発電設備整備に関する緊急要望	安定した電力の供給が困難な現状において、地域における医療機能を維持し、緊急手術や人工透析等に支障が生じることのないよう、国庫補助制度の対象を自家発電設備を必要とする全ての医療機関に拡大すること	未実施



No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
33	7月22日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による農業損害への対策に関する要望	<p>①農業者が受けた損害について、早急に全額の賠償が行われるよう万全の措置を講じること。特にいわゆる風評被害については、合理的かつ簡便な損害額算定方法により、農家の立証の負担を可能な限り軽減すること</p> <p>②放射性物質を含む牧草や農産物について、当該放射性物質が農地に蓄積したり、他の土地に拡散したりすることのないよう、埋却や処理施設での焼却等による具体的で安全な処分方法を確立すること</p> <p>③国及び東京電力(株)は、自らの責務として、農地の除染対策や農産物への吸収抑制対策に全力を傾注して取り組むとともに、地域における具体的な対策の実施について、その費用負担も含め万全の支援策を講ずること</p>	<p>①東京電力への請求額の約9割が支払済(仮払い含む)。風評被害の合理的かつ簡便な算定方法については県協議会が提示した算定方式が認められた(過去2年間のJA平均価格との差額等)。</p> <p>②、③「放射性物質汚染対処特措法」が施行され(H24.1.1)、放射性物質に汚染された農業系廃棄物の処理や農地の除染については、この法律に基づき対応することとなった。汚染稲わら等の隔離一時保管経費については、国の予備費で措置。吸収抑制対策は国と県との共同試験を実施。</p>
34	7月27日	福島第一原子力発電所事故に伴う牛肉の安全確保等に関する緊急要望	<p>①全頭検査体制の確立 牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼を取り戻すためには、牛の全頭検査が必要であるが、と畜や競りが広域化しており、県域での実施には限界があることから、国の責任により全国的な牛の全頭検査体制を早急に構築すること。併せて、消費者への情報の公表基準の統一化を図ること</p> <p>②損害賠償の支払い等の措置 今般の食肉市場における県産和牛価格の大幅な下落は、農家経営の存続に大きく影響することから、損害賠償の支払い等が速やかに行われるよう措置を講じること。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業が地域の実情に応じた柔軟な運用が出来るよう拡充すること</p> <p>③風評被害対策の徹底 今回の事態で発生している風評被害の拡大防止及び解消に向けた対策を講じること</p>	<p>①国による全頭検査体制は未構築。また、消費者への情報の公開基準の統一化は図られていない</p> <p>②東京電力への請求額の約9割が支払済(仮払い含む)。肉用牛肥育経営安定特別対策事業の運用拡充は共に未実施</p> <p>③「食べて応援しよう！」キャンペーンの実施</p>
35	8月3日	夏期の電力需給対策に対応した休日保育特別事業等に関する緊急要望について	<p>①都道府県が設置する「安心こども基金」は、「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、保育所や認定こども園の整備を推進すること等、子どもを安心して育てることができる環境整備を目的に造成されたものであることから、同基金の趣旨が確実に達成されるよう、夏期の電力需給対策としている休日保育特別事業等については、別途国として必要な財源を全額適切に確保すること</p> <p>②今夏の休日保育特別事業については、既に通年を通して休日保育を実施している事業者が夏期の電力需給対策に伴う児童の受入れを行った場合、休日保育特別事業における補助基準額の基本分への保育料相当額加算の適用が受けられないなど、事業者間に格差が生じる制度設計となっていることから、速やかに実施要綱等を見直すなどの是正措置を講ずること</p>	未実施
36	8月3日	放射性物質を含む浄水発生土及び下水汚泥等の取扱に関する緊急要望について	<p>①放射性物質を含んだ浄水発生土や下水汚泥、焼却灰等の埋立て可能な処分場の確保について、国において広域的な調整を図ること</p> <p>②放射性物質を含んだ浄水発生土や下水汚泥等の保管、運搬、処分、モニタリング及び作業員の安全確保等に要する経費について、財政支援策を講じること</p>	<p>①未実施。なお、平成23年8月30日に放射性物質汚染対処特措法が、また、12月14日に同法施行規則が公布され(平成24年1月1日全部施行)、放射性セシウムの濃度に応じた処理責任が規定された</p> <p>②東京電力による補償対象として、政府指示等に基づく営業損害及び検査費用(物)が位置付けられた(8/5付中間指針)。また、特措法で、放射能測定、指定廃棄物の保管、収集・運搬、処分に関する財政措置が位置づけられた</p>

No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
37	8月5日	風評被害払拭のためのメディアを駆使した誘客対策に関する緊急要望	①原発事故に伴う風評被害を払拭し、茨城・栃木両県の落ち込んだ観光需要の回復を図るため、国の責任において、全国にテレビCM・ラジオ・新聞などのあらゆるメディアを駆使した誘客キャンペーンを迅速に実施すること ②茨城・栃木両県が、観光地の風評被害の払拭に向けて、イベントの実施やメディアを駆使した誘客対策を大規模に実施するため、必要な財政的支援を迅速に講じること	①平成24年度観光庁予算に「東北・北関東インバウンド再生緊急対策事業」(新規)が盛り込まれ、海外メディア招請や当該地域のHPと連動させた安全・安心情報発信やガイドブック作成など、海外主要市場における風評被害の払拭と観光PR等の緊急対策を実施することとした。ただし、国内市場向けのメディアを駆使した誘客キャンペーンについては未実施 ②未実施
38	8月5日	福島第一原子力発電所事故に伴う農畜産物等の安全性確保に関する緊急要望	①牛肉の安全・安心の確保 ②安全な平成23年米の供給 ③安全な稲わらの供給 ④堆肥等の安全性の確保 ⑤簡易検査機器の充実 ⑥早急かつ完全賠償の実現 ⑦放射性物質に汚染された土壌などの処理・処分	①国による全頭検査体制は未構築 ②土壌中セシウム濃度が高い地域等の検査については、国の費用負担による検査。旧町村ごとの出荷については認められず ③稲わらの検査ルールは策定 ④堆肥等の検査方法等は設定 ⑤一部リースによる対応を実施 ⑥無利子融資制度は未創設、東京電力への請求額の約9割が支払済(仮払い含む) ⑦「放射性物質汚染対処特措法」が施行され(H24.1.1)、放射性物質に汚染された農業系廃棄物の処理や農地の除染については、この法律に基づき対応することとなった。汚染稲わら等の隔離一時保管経費については、国の予備費で措置
39	8月11日	福島第一原子力発電所事故に伴う「樹皮」の取扱いに関する緊急要望	①利用できない樹皮の集積・保管等の方針を早急に示すとともに、保管場所の確保等対策を講じること ②敷料の取扱い基準及び検査方法を早急に明示すること。さらに、検査のための測定機器の整備について対策を講じること ③製材工場等の乾燥工程で必要不可欠な木質焚きボイラーで発生する「焼却灰」の処分方法を早急に明示すること	①流通できない樹皮の運搬・保管費用について、一部措置された(国の二次補正:予備費活用) ②に係る敷料の暫定許容値のみ示されたが、それ以外は措置されていない。また、放射能測定機器については「森林整備加速化・林業再生事業」で整備することが可能となった ③未措置
40	9月26日	東日本大震災からの復興のための基金創設に関する緊急要望	住家・宅地被害や風評被害を含め、被災した地域の実情に応じた復興施策を地方の自主的な判断で迅速かつ安定的に展開できるよう、特別交付税を活用した基金については、東北地方被災3県(岩手県、宮城県、福島県)に加え、今般の震災被害の甚大さに鑑み、栃木県を含む被災県も対象とすること	H23.12.13 東日本大震災復興基金分として40億円の特別交付税が交付された

No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
41	10月7日	福島第一原子力発電所事故に伴う本県観光業等への風評被害に係る本賠償に関する要望	<p>①本件事故以外の要因による売上減少率を20%とし、これを損害賠償の対象外とした根拠について、具体的かつ明確な説明を行うとともに、速やかに所要の調査等を実施し地域の実情に応じた算定方法とすること</p> <p>②損害賠償額の基礎となる逸失利益の計算に関しては、3月11日から8月末までの通算とせず、月単位での計算とすること。</p> <p>③貢献利益率で用いる業種別の平均利益率については、観光関連事業者等の業態や規模が様々であることを考慮し、事業者の規模等にあった細かな区分を設定すること。</p> <p>④上記①から③までに一定の時間を要する場合は、事業者に対し速やかに仮払を行うこと</p> <p>⑤福島原子力補償相談室栃木補償相談センターの相談体制を一層充実させるとともに、市町や事業者の意見を聞いた上で、各地域のニーズに応じて説明会及び個別相談会等を適時適切に開催すること。特に中小の事業者に対しては、請求手続きの簡素化とともに、よりわかりやすく制度を周知し、きめ細かな説明に努めること</p>	<p>①及び②売上減少率の基準について、10月26日に次のとおり見直しが行われた(東電本社)</p> <p>【見直し前】3月11日～8月末日：一律20%</p> <p>【見直し後】以下の2パターンから請求者が選択できる方式とした</p> <p>I 3月11日～5月末日：20%、6月1日～8月末日：0%</p> <p>II 3月11日～8月末日：一律10%</p> <p>③事業者に対して、平均利益率と実績利益率のいずれか有利な方を選択するよう丁寧に説明を行っている(栃木支店)</p> <p>④見直し後の基準に基づき、本払を迅速に行うとしている(栃木支店)</p> <p>⑤市町や団体の要望に応じて、県内各地で説明会や個別相談会を実施するほか、個々の事業者への訪問により制度の周知及び請求の説明等に努めている(栃木支店)</p>
42	10月7日	東日本大震災からの復興推進に関する要望	<p>①本県及び県内市町が行う復興施策を、自主的な判断で迅速かつ安定的に展開できるよう、特別交付税を活用した基金については岩手県、宮城県、福島県に加え、栃木県を含む被災県も対象とすること</p> <p>②「復興の基本方針」に位置づけられた「使い勝手のよい交付金」については、今後とも風評被害対策や地域振興施策の展開が本県及び県内市町の復興に欠かせないことから、幅広く事業を採択すること。また、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする「基金」の創設に当たっても本県を対象とすること</p>	<p>①上記No.40に同じ</p> <p>②本県及び県内17市町が東日本大震災復興特別区域法の対象区域となり、復興交付金事業計画等を定められることとなった</p>
43	10月12日	東日本4県産牛肉の安全宣言等に関する要望	<p>①牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼を取り戻すため、国の責任において牛の全頭検査体制を確立すること。</p> <p>②東日本4県の牛肉については、出荷・検査方針に基づく放射性物質の全頭検査を実施し、安全性が確認された牛肉のみが流通していることから、国の責任において安全性の宣言を行うこと。</p> <p>③消費者に流通牛肉の安全性をアピールするため、暫定規制値を超えた牛肉は、国の責任において早急に買上・処分を行うこと。</p> <p>④出荷再開以前に出荷された牛肉が全国的に滞留していることが価格低迷の一因にもなっていることから、国による買上げなどその解消のため適切な処置を早急に講ずること。</p>	<p>①国による全頭検査体制は未構築</p> <p>②4県牛肉に対する国の安全宣言は未実施であるが、全国紙及び関係4県の地方紙等に国産牛肉の安全性確保に向けた取り組み広告を国の費用負担で掲載</p> <p>③、④未実施</p>

No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
44	11月21日	福島第一原子力発電所の事故の影響に関する要望	<p>①原発事故による影響を払拭するため、農林水産業、観光業、製造業等に対する風評被害の解消、企業立地の促進、さらには各県のイメージ改善等、息の長い取組みに活用できる基金創設など必要な財政支援を行うこと。また、医師の県外流出や新規就業のキャンセル等へ対応するために必要な財政支援を行うこと。さらに、北関東道以北の高速道路の無料化などの積極的な観光振興策を講じること。</p> <p>②原発事故による健康被害に関する住民の不安を払拭するため、国の責任において、放射線量の測定や放射性物質の除染、さらには健康影響の調査など必要な措置を講じること。</p>	<p>①企業立地の促進については、国の平成24年度予算案において、一定の条件のもと、新規立地企業に対して投下固定資産額の1/4を補助する「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」が創設され、茨城県、宮城県とともに本県が対象地域となった。高速道路の無料化及び医師関連部分は未実施</p> <p>②除染については、上記No.27の①に同じ。健康影響調査への必要な措置については未実施</p>
45	12月21日	栃木県の観光復興への支援に関する緊急要望	<p>①福島第一原子力発電所事故による風評被害の払拭に向けて、あらゆる手段を通じ、国内外に向けて「安全安心」に関する明確なメッセージを発信すること。特に、中国、台湾等の諸外国においてとられている食品等の輸入停止等の規制措置は、外国人の不安感を煽り訪日の妨げとなる等、本県観光や食への風評被害にもつながることから、早急に解除するよう、関係各国・地域に強く働きかけること。</p> <p>②未だ放射能への不安を抱える外国人の訪日を後押しするため、全世界から外国人を招請し、観光地の魅力や安全・安心を全世界に発信するなど、訪日イメージの早期回復に努めること</p> <p>③メディアを活用した誘客キャンペーンは高い効果が期待できることから、本県も対象に含め、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等あらゆるメディアを駆使した誘客キャンペーンを全国に向けて早急に実施すること。また、本県が、観光への風評被害の払拭に向けて、誘客イベントやメディアを駆使した誘客対策等を大規模に実施することができるよう、早急に支援すること。</p> <p>④現在実施されている東北地方の高速道路の無料開放は、被災地支援はもとより、観光誘客や物流の活発化等、産業振興にも大きな効果が期待できることから、早急に北関東以北の高速道路もその対象とすること。また、平成24年4月以降も無料開放を継続する場合には、北関東以北の高速道路をその対象とすること</p>	<p>①、④は未実施</p> <p>②は、No.16③に同じ</p> <p>③は、No.37に同じ</p>
46	12月21日	放射性物質の除染及び廃棄物等の処理に関する緊急要望	<p>①汚染状況重点調査地域で実施する除染に係る全ての経費については、既に対応した経費を含めて、国庫負担とすること</p> <p>②汚染状況重点調査地域以外においても、地域の状況等に応じて実施する除染について、同様に対応すること</p> <p>③除染によって生じた除去土壌等を保管するための中間貯蔵施設等の確保について、福島県と同様に国が責任をもって対応すること</p> <p>④指定廃棄物の速やかな処理のため、一般廃棄物最終処分場を有しない市町村があることを踏まえ、国の責任において早急に最終処分場を確保すること。また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間の保管場所についても、国において確保すること</p> <p>⑤廃棄物等の処理にあたっては、指定廃棄物の基準以下であっても、国の責任において実施すること</p> <p>⑥廃棄物等の収集、運搬、保管、処分及びモニタリングなどに関する基準等を具体的に示すとともに、その実施に係る全ての経費について、国庫負担とすること</p>	<p>①特措法及び基本方針に基づき、国が責任を持つとされているが、交付要綱が示されていない</p> <p>②～⑤未実施</p> <p>⑥廃棄物等の収集、運搬、保管、処分及びモニタリングなどに関する基準等が具体的に記載された環境省令及び廃棄物関係のガイドラインが示された(H23.12)</p>



No.	要望日	タイトル	具体的要望内容	措置状況(H24.1.20現在)
47	12月21日	乾しいたけへの規制値適用方法の見直し等に係る要望	<p>①乾しいたけの放射性物質の検査に規制値を適用する場合は、乾燥状態のまま適用することなく、調理に用いられ、食事に供される水戻しの状態で適用すること</p> <p>②乾しいたけの出荷を停止せざるを得なくなった生産者に対しては、国の責任において早期に補償内容及び手続きを明確にした上で、万全の補償を行うこと。また、風評被害から取引停止や価格下落などの被害を被った生産者に対しても万全の補償を行うこと</p> <p>③消費者や流通関係者が冷静な行動をとれるよう、正しい情報を提供するとともに、生産者が安心してきのこ栽培に取り組めるよう、きのこへの風評被害を防止すること</p>	<p>①国の薬事・食品衛生審議会(H23.12.22開催)において、食品中の放射性物質の新たな基準値案が了承され、基本的な考え方として、乾燥きのこ類等の水戻しを行い食する食品にあつては、食べる時点の状態(水戻しを行った状態)で、一般食品の基準値を適用することが示された</p> <p>②未実施</p> <p>③未実施</p>
48	12月26日	平成23年度第三次補正予算に関する要望書(再生可能エネルギー発電設備等導入支援復興対策事業費補助金)	県民生活の安全安心を確保し、県内経済の活力と雇用を取り戻していくため再生可能エネルギーの抜本的な導入拡大が必要不可欠であるので、第三次補正予算に盛り込まれた「再生可能エネルギー発電設備等導入支援復興対策事業費補助金」の対象地域として栃木県を含めること	未定
49	1月19日	国の予算に関する要望書(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)	24年度当初予算の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金)」については、被災地である本県に対して手厚い配分をすること	未定
50	1月20日	放射性物質の規制値の見直しに伴うきのこ原木等の指標値の見直し等に係る要望	<p>①食品中の放射性物質の新たな基準値に即し、きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値についても検証を行い、その結果と対応を速やかに提示すること</p> <p>②現在のきのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値を遵守し、今後、新たな指標値により使用を停止せざるを得なくなった原木等の生産者及び使用者に対しては、国の責任において安全な原木の手当てや損害賠償など、万全の対策を講じること</p>	①、②未実施

【県議会】東日本大震災に関する政府への意見書、緊急要望に対する措置状況

No.	提出日	タイトル	提出先(要望先)	具体的意見(要望)内容	措置状況(H24.1.20現在)
1	3月15日	平成二十三年度東北地方太平洋沖地震に関する意見書	内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 衆参両院議長	被災者の救済を速やかに進めるとともに、補正予算の編成を含め被災地の復旧について万全の措置を講ぜられたい	東日本大震災財特法の制定(5/2)、復旧・復興対策を盛り込んだ平成23年度補正予算の成立(第1次 5/2、第2次 7/25、第3次 11/21(第4次は12/20閣議決定))
2	4月7日	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う緊急要望	首相官邸 内閣府 (消費者及び食品安全担当) 農林水産省 政党関係者	①食品衛生法による暫定規制値は国際的にみても非常に厳しい基準となっており、食品安全委員会における食品健康影響評価を早期かつ確実に実施し、当該評価を踏まえ、食品中の放射性物質に関する規制値を早急に定めること ②原子力災害対策特別措置法の下に、放射能汚染調査のための農林水産物の収去の権限や、出荷制限に関する判断基準などを規定し、農林水産物等の安全性を体系的に確保できるよう、国において制度及び体制の整備を図ること ③農林水産物において暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合であっても、当該作物について地域ごと又は栽培形態(露地、ハウスなど)ごとにデータを調査し、出荷(摂取)制限地域について、一定の地域等の範囲を都道府県と協議の上、適切に設定すること ④原子力災害対策特別措置法に基づく農林水産物の出荷等を制限する品目や区域の解除は、判断基準に基づいて迅速に行うとともに、地域の栽培形態ごとに弾力的に自粛要請を解除すること ⑤出荷自粛を求められた農林水産業者や、風評による価格下落などの被害を被っている関係事業者に対して、直ちに補償基準を明確化し、早急に仮払いを行うなど、東京電力及び国の責任において万全の補償を行うこと ⑥農林水産物や飲料水に対する放射能測定の結果、安全性が確認された場合には、国において積極的に広報等を行い、風評被害の防止と平常の流通に努めること	①食品安全委員会は、暫定規制値を当面維持することが適当とする見解を示し(3/29)、その後、放射性物質の食品健康影響評価結果を取りまとめ(10/27)。翌日厚生労働大臣が新たな基準値について薬事・食品衛生審議会あて諮問し、同審議会が新基準案を提示(12/22)。今後パブコメ等を実施後、H24年4月から食品衛生法第11条に基づく食品の規格基準で新たな基準値を設定予定 ②～④出荷制限の設定・解除ルールが示される(4/4、一部改正6/27)とともに、自治体等による出荷管理の担保により、合理的な制限区域等の設定が可能となるよう運用されている ⑤東京電力への請求額の約9割が支払済(仮払い含む)。 ⑥「食べて応援しよう！」キャンペーンの実施
3	6月10日	震災からの復興に向けた補正予算の国会での成立を求める意見書	内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 国家戦略担当大臣 内閣官房長官 衆参両院議長	長期的な復興ビジョンを明確に示すとともに、今般の未曾有の震災という国難から一刻も早い復旧を実現するための補正予算を今国会で成立させるよう強く要望する	平成23年度補正予算成立(第1次 5/2、第2次 7/25、第3次 11/21(第4次は12/20閣議決定))

No.	提出日	タイトル	提出先(要望先)	具体的意見(要望)内容	措置状況(H24.1.20現在)
4	6月10日	電力需給対策に関する意見書	内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 国家戦略担当大臣 内閣官房長官 衆参両院議長	①太陽光発電、小水力発電及び自家発電設備の導入補助を大幅に拡充すること ②LED照明設備の導入補助やエコポイント制度の復活等、国民に対して節電を促進させる施策を早急に実施すること ③稼働中の原子力発電所の防災対策について、政府として早急に指針を示し、安全対策を講じること ④電力需給のひっ迫が長期化することを踏まえた法制度や法運用の見直しについて早急に検討し、必要な事項を実施すること	①のうち、自家消費を目的とする再生可能エネルギー発電設備に対する補助制度を平成24年度予算において措置。自家発電設備への補助については、平成23年度3次補正で措置 ②のうち、住宅エコポイント制度については、平成23年度3次補正予算で復活 ③運転中の全ての原発についてストレステストが6月から開始 ④再生可能エネルギー法成立(H23.8.26)
5	6月28日	福島第一原子力発電所の事故に関する情報の開示及び放射能の拡散防止を求める意見書	内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 国家戦略担当大臣 内閣官房長官 衆参両院議長	①福島第一原子力発電所の事故について、常時、正確な情報を速やかに開示し、国が責任を持って具体的に国民に示すとともに関係自治体に説明し、放射線物質によるあらゆる事態における基準、対処方針等を早急に確立し、十分な周知を図ること ②福島第一原子力発電所の事故への対応について、政府及び東京電力並びに関係機関が万全の体制を整備し、放射能被害がこれ以上拡大しないようあらゆる手段を講ずることにより、周辺住民はもとより、国民の安全確保に万全を尽くすこと	経済産業省原子力安全・保安院に代わる原子力規制機関として環境省に「原子力安全庁」を設置することや、防災対策の強化などを盛り込んだ原子力安全改革法案の骨子を公表(H24.1.17)
6	8月5日	風評被害払拭のためのメディアを駆使した誘客対策に関する緊急要望	国土交通大臣 大島章宏 観光庁長官 溝畑 宏	①原発事故に伴う風評被害を払拭し、茨城・栃木両県の落ち込んだ観光需要の回復を図るため、国の責任において、全国にテレビCM・ラジオ・新聞などのあらゆるメディアを駆使した誘客キャンペーンを迅速に実施すること ②茨城・栃木両県が、観光地の風評被害の払拭に向けて、イベントの実施やメディアを駆使した誘客対策を大規模に実施するため、必要な財政的支援を迅速に講じること	県緊急要望No.37と同じ
7	8月5日	福島第一原子力発電所事故に伴う農畜産物等の安全性確保に関する緊急要望	農林水産大臣 鹿野道彦 厚生労働大臣 細川律夫	①牛肉の安全・安心の確保 ②安全な平成23年米の供給 ③安全な稲わらの供給 ④堆肥等の安全性の確保 ⑤簡易検査機器の充実 ⑥早急かつ完全賠償の実現 ⑦放射性物質に汚染された土壌などの処理・処分	県緊急要望No.38と同じ

No.	提出日	タイトル	提出先(要望先)	具体的意見(要望)内容	措置状況(H24.1.20現在)
8	10月7日	東日本大震災からの復興推進に関する要望	東日本大震災復興対策本部長 内閣総理大臣 野田佳彦	①本県及び県内市町が行う復興施策を、自主的な判断で迅速かつ安定的に展開できるよう、特別交付税を活用した基金については岩手県、宮城県、福島県に加え、栃木県を含む被災県も対象とすること ②「復興の基本方針」に位置づけられた「使い勝手のよい交付金」については、今後とも風評被害対策や地域振興施策の展開が本県及び県内市町の復興に欠かせないことから、幅広く事業を採択すること。また、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする「基金」の創設に当たっても本県を対象とすること	県緊急要望No.42と同じ
9	10月14日	風評被害の払拭等に向けた支援を求める意見書	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 内閣官房長官 国家戦略担当大臣 内閣府特命担当大臣(防災) 衆参両院議長	①国は早急に本県の農林産物や肉牛の安全宣言を行うとともに、農家が将来にわたって当地で営農を持続できるよう、万全な放射性物質対策を実施すること ②農林業や観光関連産業の風評被害に対応するため、特別交付税を活用した基金について、東北地方被災三県に加え栃木県も対象とすること ③東京電力(株)が観光関連事業者等に対して行う損害の賠償について、迅速かつ適正な保護が図られるよう、国の責任において万全の措置を講ずること	①「放射性物質汚染対処特措法」が施行され(H24.1.1)、放射性物質に汚染された農業系廃棄物の処理や農地の除染については、この法律に基づき対応することとなった。安全宣言は未実施 ②H23.12.13 東日本大震災復興基金分として40億円の特別交付税が交付された ③東京電力(株)において、売上減少率の基準が見直された(H23.10.23)